

## 一地方新聞の軌跡

### —第2次福井新聞の1年9か月と南越倶楽部—

池内 啓\*

1. 創刊より第1回総選挙まで
2. 第1回総選挙後より廃刊まで

#### 1. 創刊より第1回総選挙まで

明治22年(1889)10月10日福井新報廃刊後同新聞のスタッフの一部を引きついで福井市佐久良下町15番地で創刊され、約1年9か月後の24年6月30日の短期間で廃刊を見るに至った第二次福井新聞の政治的立場の変遷の経緯をその紙面、主として社説(論説)を通じて考察することが本稿の目的である<sup>1)</sup>。

さて、福井新報はかねてよりの経営不振に加え社主の藤井五郎兵衛を中心とする経営陣と主幹山本鏑二を中心とする編輯陣との角逐が表面化していた。そして先ずは20年の暮にその勢力を残しつつ社主藤井の一応の退社を見、他方改進黨勢力の扶植に失敗し、第1回の総選挙を前に改進黨候補者を出し得なかった福井の政治状況に新聞続刊の意欲を失いつつあった主幹山本の処遇未定のまま新しい新聞経営を模索しつつ、兎も角も新聞購読層を確保しておく意図の下、新報の一部スタッフにより新しい新聞の刊行に至ったのであった<sup>2)</sup>。それは発行人兼印刷人奥村定松、編輯人山田海平、定価1枚1錢4厘、1ヶ月前金32錢、紙面は福井県録事、官報、社説、雑報、広告欄といった構成であった。そして発刊第1号に社会の元気なるもとは独立不偏の言論と操觚者の社会的地位の独立とであるとことさらに言論の旺盛と自由を強調し、我が福井新聞社大いに此に見るところあり独立の位置を以て本日その第1号を発刊せりと書いた<sup>3)</sup>。そこにはある意味で福井新報後期における社内部の空気を物語るものがあり、ともかくも新出発にあたっての編輯陣の決意を示したものが窺われた。

なおまた新聞創刊前後の状況に関して22年9月19日(第2317号)刊行後休刊し10月10日廃刊に至るまでの数日間における同新聞社内の動静についての定かなる面は不明であるものの、後に述べる如く南越倶楽部の動向に対する打診等が若干行われていたものと想像できる。このことについては、1通の書翰がその辺の事情の一端を教えてくれる。それは新聞創刊2日後、杉田定一の上京の前日に福井新報以来の編輯陣の主要人物であった牧本一秋が10月12日付で杉田に宛てたものである<sup>4)</sup>。それは新報内での藤井と山本との確執を縷々説明すると同時に独立した山本による新しい新聞発行について杉田の援助を求めたものであり、また上京する杉田に長谷川豊吉等南越倶楽部内の暁グループとの相談を依頼したものであって、杉田と南越倶楽部の動静を打診する微妙な様相が窺われるものがあった。そしてこの時期一方の南越倶楽部の側にも新聞刊行の思惑が生まれつつあった。それは22年4月10日

---

\* 福井大学名誉教授、元福井県史近現代史部会長

に武生、向陽社より第1号を刊行した南越倶楽部の機関誌「暁」が月刊であり、発行部数もそれ程多くなく、また同誌の刊行目的（大同団結運動の県内機関誌）が一応達成を見たことと相まって第1回の総選挙に対応すべき同倶楽部の機関日刊新聞の必要が配慮されつつあったのである<sup>5)</sup>。なお、第二次福井新聞について当時の中央新聞の報道等に見られた第1回総選挙をひかえ県内第3選挙区より立候補する予定の中島又五郎（武生町出身、在東京、再興自由党）の選挙用の新聞としての姿勢を明らかにするのは、やや後日に属することであった。

新聞が発刊された10月より11月にかけての政局は条約改正の中止断行の論議が沸騰するなか遂に大隈外相の遭難事件を惹起することになり、結局黒田内閣の退陣、三条暫定内閣の成立、条約改正延期となり、しばらくは政局の混迷を続けることになった。そして伊藤、山県特に井上等藩閥功臣の去就が目立っていた。新聞はこの間、政治的立場を鮮明にはせず、雑報欄中に東京通信並に東京の新聞紙の抜粋を数多く載せ、主として中央政局の推移を中心に紙面を構成することを続けた。社説欄に於いても雑報欄の内容に若干のコメントをつけて政府部内の動静を論ずるものが多くを占めたのであった。そこには政治的立場に関するものはとりたてて見るべきものはなかった<sup>6)</sup>。

次いで22年の暮が迫るなか民間の政情は新しく動き始めることになる。それは『明治政史』にも爰に条約改正の波瀾漸く収まり、旧自由党再興の事又起ると誌した如く<sup>7)</sup>、高知に帰臥していた板垣がこの10月、先に大同団結運動の過程で分裂し抗争を続けるに至った政社派（大同倶楽部）非政社派（大同協和会）の人々に書き送った書状<sup>8)</sup>で強調した両派の統一の問題であった。それは第1回総選挙並に議会開設を目睫にした焦眉の課題でもあった。かかる板垣の書状を導火線にして両派の動きが活発に行われることになる。しかし非政社派は自由党再興の線を譲らず、政社派も再興否定の線を譲らず、それぞれ自派を中心に板垣を擁せんと彼を軸とした両派の綱引が展開されることになる。かくて板垣は若干の経緯を経て12月大阪に出で、旧友懇親会の名の下に同志を集め愛国公党と名づける一政党を結成、その名の下に両派の統一を計らんとした。12月19日旧友懇親会は大阪東成郡桃山産湯楼で開催された。しかしそれは見事に失敗、彼の意図する統一と反対に両派の対立は一層激しさを加えることになったのである。

以下しばらくこの間の杉田並に南越倶楽部員の行動を大同倶楽部事務報告（自明治22年5月至23年4月<sup>9)</sup>）並に『明治政史』の記述から抽出して見ておこう。10月13日上京した杉田は早速活動を開始、10月17日に予定されていた大同倶楽部臨時大会に増田耕二郎、河野彦三郎と共に出席、18・19日に及び会議に参加し、11月20日杉田は福井県の常議員として出席の旨を届出、その日の臨時常議委員会に出席、11月25日杉田と高橋基一の兩名神戸を出発、高知へ、板垣を訪う。12月始杉田帰京、12月2日より4日の常議員会に出席、12月17日来阪、12月18日板垣の招聘により杉田、永田定右衛門、時岡又左衛門板垣を宿所に訪う。12月19日旧友懇親会に杉田、永田定右衛門、湯浅徳太郎、増田耕二郎等出席、12月20日中ノ島洗心館にての大同倶楽部臨時大会に杉田、永田、増田、湯浅、松下豊吉出席と以上のように杉田並に南越倶楽部員の活発な行動が続けられた<sup>10)</sup>。この間新聞は「大同団結派の近状<sup>11)</sup>」を掲げ、そのなかで自由党再興をめぐる大同団結の政社非政社両派の対立が来る17日の大阪大会に於いて板垣の提起せる愛国公党の名の下に自由主義の一大政党として結合することを期し「嗚呼伯の主義自由になて動かさること山の如くならんにはその党名の如何の如きその小異の合し難きが如き何ぞ

豁然たる大悟の眼を開きて之を堪へ大同団結の党友挙げて協同の運動を為し改進黨に自治党に保守党諸派に当りて明年の国会議員撰挙場裏に愉快なる活競争を試みられざるや今日に於て分裂の徴あらんとするが如きは東京大同両倶楽部の為に深く惜まんとするところなり」と書いた。そこには板垣を核とした旧自由党派の統一への熱い眼差が窺われた。そして以後17日に至るまでの両派の動きを雑報のなかにしばしば掲載して行くのであった<sup>12)</sup>。そして12月15日より「自由党再興に関する大坂諸新聞の記事」と題する欄を設け同月27日に渉る間報道するところがあった<sup>13)</sup>。また12月22日より3日間板垣が旧友懇親会で行った意見書を連載したのであった。そして24・25日の両日に「板垣伯旧友大懇親会の結果<sup>14)</sup>」を掲げ旧友懇親会で板垣の下に政社、非政社両派が合して一大政党を創造するに至るやとの予測が外れ、かえって両派の外に関西自由党（旧友懇親会後の大同倶楽部より別れ高知県人を中心に結成された<sup>15)</sup>）を見て結局3派に分裂するに至った大懇親会前後の一連の経緯を叙し「伯は愛国公党樹立の初志は全く断念し三派共に自由主義を奉じ異主義の大同団結中に現出せざりしをせめてもの家土産として病痾癒ゆるの日には再び南海潮江の旧草陋に締鉤し三派合同以て他の異主義者に当らざるを得ざる時運の到来するを待たれんとするか」と書き、あくまでも板垣の意図を支持した。そして各派の種々の画策の風説を否定して「唯折角板垣伯が円滑に一大政党の下に政社非政社両派の人々を收拾せんと幾多の苦心と熱心とを以て試みられしに關せずその終に成功せざりしを悲しむなり」と旧友大懇親会の不成功を惜み板垣伯の再起を望んだのであった。

越えて23年1月3日板垣伯の立案「愛国公党の趣意書」が発表された。1月9日紙面に兼て噂の高かりし板垣伯の愛国公党の趣意書は此程愈々脱稿したりとて其案を得たれば左に之を掲載すと書いて同書の一部（前半）を掲載した<sup>16)</sup>。そして他方また予定されていた再興自由党の結党式が1月21日挙行され、趣意書及び盟約書が発表された。創立委員の一人に中島又五郎の名が認められた<sup>17)</sup>。

1月11日南越倶楽部の委員総会が羽畔月見亭で行われ、客月同委員の大阪大会出席の報告と、愛国公党に加盟するか大同団結に賛成するかを議し、協議の末愛国公党に加盟することを決議し、各郡の倶楽部員に通知した<sup>18)</sup>。

かくて再分裂した旧自由党系の各派、即ち大同倶楽部、再興自由党、関西自由党、青年自由党<sup>19)</sup>、愛国公党はそれぞれ各自党勢の拡大を期して運動を続けることになった。新聞はこれらの情勢について「自由主義に対する或者の一説<sup>20)</sup>」を書き、そのなかで現在の自由主義者の分裂状況もいずれ板垣伯の唱道する愛国公党を中心に団結する時期を見るに至ることを予知したのである。

22年の暮から23年1月の期間における自由党再興の動静を報ずる紙面のなかに自由党への傾斜の色合いと論調が見え始めていた。このことは恐らく創刊前後種々の思惑を秘めて行われていたであろう福井新聞側と南越倶楽部の暁グループの間の談合が漸次結実しつつあったことを想像させるものがあった。このことは2月11日に至って新聞の題字の改定のことにも表われていると云えよう。また2月19日福井新聞社編輯局員の名で以て謹で我投書通信の特志家諸君に懇請すと題する社告を出し、読者よりの投書通信の内容について一定の基準を設ける意図を表明したことのなかに紙面構成及び編輯方針の変化を窺わせるものがあった。更に「憲法発布紀年祭日<sup>(ママ)</sup><sup>21)</sup>」のなかで各政党の第1回総選挙を目睫にした動静を報じ、特に「我が地方の志士が政党に於ける熱心は未だ今日には敢て表面には顕はれざるも必ずや其裏情には期するところあるに相異なるべきか。特に吾人面前著しき運動を見るべく

思はるゝは南越倶楽部にして、既に大阪の旧友懇親会にもその委員を派出し、その後本年に入つてもその委員会を開設し頓てその惣会をも開くとの事なれば、同倶楽部の運動は是よりして吾人の眼界に浮ぶなるべし」と政情の漸く動きつつあるなか南越倶楽部の動向に世人の注意を向けたのであり、この段階で前述の如く南越倶楽部の機関紙としての性格は明らかに見てとられることになったのである。

3月に入って紙面は更に南越倶楽部の機関紙としての旗色を鮮明にすることになる。県内では総選挙の投票日に向けて各選挙区内に於ける準備は進められつつあった。第3区に於いても3月2日武生町で丹南3郡の地主有志家2百名程が集会し、増田耕二郎、松下豊吉、山本喜平等の主導の下、武生出身であり再興自由党の重鎮である中島又五郎を候補者として推挙することを決議した<sup>22)</sup>。既にこの時期までに南越倶楽部の執行部である増田、松下を中核とした武生グループによる中島擁立が倶楽部内での意思統一を俟たずに画策されており、それと引き換えに新聞に対する中島側よりの資金提供等の約束がなされていたものと想像される。そして「我地方の国会議員の候補者<sup>23)</sup>」で冒頭本年も2月は既に過ぎて3月に入り国会議員選挙期なる7月1日は百日を出ずして吾人の頭上に来らんとすと述べ、各選挙区の状況について、第1区はなお静かなり、第2区は別に候補者を予定せざるも早くその人の存せるが如く、第3区はその一部に於て予選会を開き、その候補者早くも定まり、第4区では大飯、遠敷より政治上同主義の二人を推せんとせりと、また我地方に顕れしは第3区と第4区の3人なり。蓋し何れも自由主義にして愛国公党と再興自由党に属せるに似たりと書いた。そして中央の自由主義者は分れて数個にも為り、大同団結は孤立し、愛国公党は新立し、この他に2派の自由党あり、自由党には我地方の自由主義者は左袒するの模様無きが如くなるも、愛国公党と大同団結は第1より第3に至る3区に在ては未決の問題たるなり。この問題決まるところ則ち国会議員の選挙に尠からざる影響を与ふべきかと書き、第3区に於ける中島の擁立のことを暗に側面より主張したのである。そしてまた衆議院議員本郡の模様は第1土着の人を推すか他郷の人を推すかの二途に分れ、この定議の決により略其候補者定まりたる者の如し、土着なれば永田定右衛門氏、他郷人なれば中島又五郎氏ならん。其他斎藤修一郎、山村貞輔氏その他の人は永田中島の2氏に逆も及び難からんと書いた<sup>24)</sup>。更に「板垣伯の来遊に於ける我地方の感情<sup>25)</sup>」のなかで、先ず板垣の自由主義の統一に対する熱情に賛意を表し、伯の来福を歓迎することを強調すると同時に、「愛国公党に賛成を表するの一事に至ては今些し天下の形勢を観察すべしと云うの分子をも同倶楽部に生出すべきか。今日の南越倶楽部が衆議院議員候補者に対して意見を異にするを以て、その抱合親和の情感まで前日の比にあらずとは一般に疑を懐くところにして、東京二三新聞紙の如きは福井電報として早くも之を上欄に記載せるにあらずや」と書いた。また伯に対する歓迎は歓迎なり、愛国公党加盟は愛国公党加盟なり、自から別問題として、観察すべきかとも書き、問題は南越倶楽部が第1区より第3区に於いて自由主義の候補者に絞り、選挙運動を推進し成功させることが愛国公党の隆替、南越倶楽部の盛衰に関する大問題だと論じた。そして最後に南越倶楽部の一部の人々が再興自由党の役員を第3区の候補者に選挙しても南越倶楽部全体が同党に加盟したとは断言出来ず、自由主義派のいずれ一つの旗色にまとまるかは自由党とも旧大同団結とも愛国公党とも今日の未定問題たりと追記したのである。そこには南越倶楽部の愛国公党加盟問題と第3区に再興自由党の中島を推す新聞社の立場との間に交錯した微妙な違和感を否定

し得ないものが横たわっていたのである。

さて、南越倶楽部は3月23日、7郡の重立たる有志者80余名会合の下総会を開き、会頭杉田の政況演説の後一、南越倶楽部は同主義の合同を図る為愛国公党に加盟す。一、右の趣意を以て直ちに大同倶楽部の関係を絶つべし。一、脱党の趣意書は役員に托す。との協議案を満場一致で可決し、また倶楽部を政社組織にすることを可決した。そして次に板垣伯の来福にかかる諸案件を議し、伯出迎えのための上坂委員2名を選んだのである<sup>26)</sup>。かくて種々の経緯の下、板垣の北陸漫遊を契機に南越倶楽部は愛国公党に加盟することになった。早速紙面に「南越倶楽部愛国公党に加盟す<sup>27)</sup>」を掲げ、南越倶楽部が愛国公党に加盟するの政治的立場を解説したのであった。先ず冒頭「我地方の政治上に於ける一大団体あり。南越倶楽部と号す。その主義は自由を戴き、従来は大同団結に加盟せり。」と書き、去る大阪に於ける旧友懇親会後分裂した旧自由党派のいずれに同倶楽部が加盟するかにつき種々の経緯のあったことを論述したあと、23日の総会で愛国公党に加盟し、板垣伯と運動を共にすることに決したことを説明した。しかし同倶楽部が愛国公党に加盟したことは、再興自由党の中島を第3区の候補者に推す新聞の立場との間には微妙な違和感を生ぜざるを得ない問題であった。そこで「南越倶楽部が大同団結の旧盟を脱し、愛国公党に加盟したる精神は同主義の合同を謀らんとするに在りて、その眼界の最も広大、他の小異に拘泥して瑣事に齟齬せんとする比にあらざる如く推想さるれば、倶楽部の各分子は永く今日の精神を忘るべからず」と強弁し、板垣伯の愛国公党樹立の目的が将来の各派の合同を期するものである点を強調し、総選挙に於いて再興自由党、大同団結党、愛国公党所属のそれぞれの候補者を選定し、その立場を異にすること、それは選挙場裡のこと、禍根を後に残すべきでないと殊更に新聞の立場を弁明した。なお、南越倶楽部は翌24日役員及評議委員会を開き、総会の議定で役員及評議員に囑託したる規約修正其他細則等を評議し、板垣伯接待及懇親会開設準備の打合せとまた大同倶楽部脱党の趣意書を起草郵送した。趣意書の文面は「拝啓我南越倶楽部八深ク天下ノ大勢ヲ顧慮スル所アリ茲ニ貴党ト関係ヲ絶ツ此段申込候也 明治廿三年三月廿四日 南越倶楽部 大同倶楽部御中」であった<sup>28)</sup>。

また23日の総会出席者は坂井郡30名、吉田郡11名、足羽郡12名、福井市2名、丹生郡9名、今立郡5名、南条郡5名であり、当時の南越倶楽部の主要な倶楽部員達であった<sup>29)</sup>。また板垣伯接待委員には松村基左衛門（才吉）丹尾頼馬の両名が上坂することになった<sup>30)</sup>。

さて、一方しばらく新しい活動の地を求めて新聞社内に不遇の身をとどめていた山本鏑二によりやく改進黨系の高田新聞の主筆という新天地が開かれることになった。4月7日福井を去り、越後高田に移ることになった<sup>31)</sup>。そして4月8日の社説欄に前主幹山本鏑二の署名入りで彼の退社の辞「留別」が掲載された。それは冒頭に「桃紅柳緑実に一年の最好時節、山笑ひ水楽しむの今日に在て、生が哀別の涙を福井新聞社に濺がざるを得ざるに迫るは抑も何ぞや」と続いて彼の第1次福井新聞に於ける10年に渉る苦闘を語り、「唯十年の星霜長からざりしにあらざると雖も国会開設の準備としては甚だ短く、生が予期の年を以て来り、実地の年を以て去れる一身の上より見るも黄梁の一夢、筆硯其効少なかりしに寂然自失するのみ」と敗残の辞を述べたのである。そこには福井に於ける新聞界、政界に対する不満が横たわっていたのであり、また敢て紙上に山本の留別の文を掲載したことは、過去行を共にして来た編輯陣の彼に対するはなむけの一つであったといえよう。そして翌9日、社員一統の名

で「送別」と題する社説を掲げ、山本の新聞社に於ける功績をたたえた。既に当時の紙面には、しばらくは残存していた福井新報の色調は全く失われていたのである。山本が離福する前後の紙面には板垣来福に関する記事が溢れ、4月6日には板垣の肖像画が大きく掲げられ、「板垣伯を歓迎す」との社説が掲載されていた。板垣の来福と山本の離福が期を一にしたことは、福井新聞にとって歴史的な運命を物語るものといえる。

さて、かかる新聞の政治的立場の漸次変化を見つつあるなか愛国公党の党勢拡大の為の運動が活発化することになる。即ち23年1月板垣の愛国公党樹立の趣意書の発表を契機に全国各地の有志者より板垣招請の機運が高まり、彼による愛国公党結党へ向けての遊説行が始まることとなった。3月9日より23日の間、数名の随行員と共に、関西、中国、四国地方を、続いて4月2日より12日の間、福井、三重県に渉る遊説が行われた<sup>32)</sup>。新聞の報道によれば、福井県での行程は下記のごときものであって、それぞれ各地で懇親会、政談演説会が盛大に挙行された。4月2日神戸発大津へ、3日大津より小浜へ、4日小浜より敦賀へ、5日敦賀より武生へ、6日武生より福井へ、8日離福、三重県へというものであった<sup>33)</sup>。かくて紙面はしばらく板垣来福の記事で埋まることになる。先ず4月3日の紙面に「来五日の福井新聞紙上には今般来県さるゝ南陽臥竜翁板垣退助君の肖像を掲ぐべし 福井新聞社」との社告を掲載し、予告より1日遅れの6日の第2面に大きく肖像画を掲げた。また4月5日には7日に予定された板垣伯招待大懇親会の広告が福井市内の交同社グループと南越倶楽部とによって大きく載せられた。特に南越倶楽部のそれには板垣を迎えて意気熾なるものがあつた<sup>34)</sup>。次いで「板垣伯を歓迎す<sup>35)</sup>」を掲載、その冒頭に板垣伯が自由主義か、自由主義が板垣伯か、世人実に之を識別するに苦しむと書き、彼の自由民権運動で一貫した政歴を叙した上、本日の紙上伯の肖像を掲げたるに就て読者吾儕微意の在るところを諒せよ。然れども不偏不党の我社決して板垣伯に媚ぶるにあらず、また自由主義に諛ねるにあらず、伯が一貫の節義、知らず覺へず然らざるを得ざらしむるなりと書いた。そこには板垣を歓迎するなかに、愛国公党一辺倒なるを得ない新聞の立場を内包した一抹の軋みに似たものを覚えさすものがあつた。そして6日夜の板垣伯慰労会、7日の大懇親会、並に当日の板垣の演説等を詳細に報道するところがあつた。それによれば、6日夜の五岳楼での慰労会には福井市内及び県内、更に石川県より二百余名が参集、本会々主、大野の広瀬明が開会の主意を述べ、随行員栗原亮一が挨拶並に演説、板垣の懇篤な卓上演説、続いて植木枝盛の演説が行われ、それぞれ自由主義派の合同統一を強調したものであつた。なお、来会者は概ね従来より何らかの形に於いて自由主義派に左袒して来た人々であつた<sup>36)</sup>。また7日の大懇親会には雨天にも拘わらず千六百余名が参集、正午頃伯の一行は杉田、永田、山田（卓介）、青山（庄兵衛）、加藤（与次兵衛）、増田、松下等接待委員諸氏と共に五岳楼より西別院に到着、臨席後山田卓介發起人総代が開会の趣意書を朗読、随行員の直原守次、栗原亮一の演説後、板垣の演説が行われた。板垣の演説内容は、自由主義の歴史を述べ、総選挙、議会開設の時期、愛国公党の下に自由主義派の合同団結を強調するものであつた<sup>37)</sup>。以上の如く板垣の来福に際して新聞は自由主義派の盟主としての彼を大歓迎したのであつた。しかし前述した如く板垣来福に対する祝意と南越倶楽部の愛国公党加盟問題との間に横たわる隙間風が存在を否定できなかった。新聞は両問題の錯綜するなかしばらく動揺を隠し得なかつた。社説「愛国公党<sup>38)</sup>」がそれらのことをよく物語っていたのである。社説は板垣の自由主義の立場を貫いた政歴を称賛し、ま

た愛国公党の名の下に分裂した自由主義各派の合同統一を企図した立場に理解を示しつつ、なお現状各派の分裂が氷解せざる状況を述べ、終わりに次の如く強調した点、新聞の立場を余すなく物語るものがあつた。「吾人は思ふ。若し愛国公党其物にして、遂に自由党各派の軋轢を調停和睦し一致合同の運動を為さしむる能はずんば、寧ろ最初より其調停和睦の策を講ずるなく、彼れ大同団結党は大同団結党たらしめて自然の淘汰を待たしめ、自分はもう一直線に旧自由主義を取って旧自由党を樹て、来る者は来れ、去る者は去れと進で天下に号呼し、真に為すあるの勇氣あるに加ずと、故に吾人は理論一片より之を云う時分には、則ち其再興自由党が唱ふる所と甚だ同意同感を抱く者なり」と。明らかに再興自由党の中島又五郎を擁立するに至った新聞の立場を明白に表明していたのであつた。

4月に入って福井県に於ける総選挙への運動は熾烈さを加えつつあつた。新聞は4月1日「第一区足羽郡・大野郡国会議員候補者予見」を皮切りに漸次候補者の予見を社説欄に載せはじめた<sup>39)</sup>。そして予見の掲載につき「先づ候補者の競争は五月中旬より六月初旬にかけてその熱度を極むべくおぼゆれば三月下旬の現状はたゞ未だ以て正確なる予見と為すに十分ならずと寄稿者の添言是なり。吾儕亦た疾く之を知れり。而も三月下旬に予見を編述するに躊躇せざりしは各郡選挙者が参考上に於て競争熱度の未だ盛んならざるに之を得るの便に便利なるを信ずればなり」と書いた。そこには紙面で以て、むしろ意中の候補者を推薦せんとする意図が窺われた。更にまた「蓋し我地方全体の上に脉め来れば、曩きにも記述せしが如く公に顕れたる政治上の団体は客月二十三日を以て大同団結を脱党し、新に愛国公党に加盟したる南越倶楽部の外吾人眼界一個の遮ざる者無きが如しと雖も隠々裡種々の関係よりして保守に心を傾る者あり、改進黨に意を属する者あり、他猶大同団結に未練を存する者の如きも亦少からず、手品師の傀儡箱開かざれば其の真相看破し難く、此間の錯雑は実に名状すべきにあらず」と書いた。そこには南越倶楽部の候補者に対する応援の姿勢が窺われ、南越倶楽部の機関紙の立場が、むしろ露骨に表わされていた。そしてまた予見欄連載の背後に第3区に於ける中島推挙の意図が秘められていたことも以下に見る如きものであつた。即ち第3区の予見欄に於て、南越倶楽部の武生派が倶楽部の総会以前に、いち早く中島又五郎を推薦したことを叙し、彼の政歴を強調、また彼自身莫大なる選挙運動費の出費もかえりみず第3区に出馬するの覚悟の程を強説して、対抗候補者の永田を県内自由派の代表的人士としつつ、その小量胆小なる人物上の欠点をことさらに指摘した。そして武生派南越倶楽部と丹生派南越倶楽部の間の調停を杉田に期待したのである。

次いで、紙面は4月中旬から5月にかけて中島の選挙用機関紙としての構成が、一段と強められることになる。その1つは雑報欄に於ける中島に関する消息の報道が、その他のものに比して、かなり多くなっていることが、それを証明する。

別表に雑報欄に於ける中島後援の紙面作りを纏めたが、そこには自らも含めて選挙に関する新聞報道の公正と選挙そのものの公正を訴えつつも<sup>40)</sup>第3選挙区に於ける南越倶楽部内での軋轢を用捨しないかなり一方的な姿勢が見られた。なお、このことは寄書という形式で紙面に登場する次の内容が如実に物語っていた。先づ5月30日、6月1日の両日、在東京中幸生の名で「福井県の代議士」が載せられる。そこには福井県に於いて代議士に足る資格を有するは杉田、中島以外に無しと露骨なまでに強説し、更に5月4日から17日まで7回にわたって「中島又五郎氏を推すの可否に就て」を連載した<sup>41)</sup>。寄書という形を取るものの恐らくそれは松下豊吉辺が書いたものと推察出来る。それは先づ第一に愛

表 雑報欄に於ける中島又五郎の消息（明治23年）

| 掲載日付  | 見出し                              | 記事内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4月12日 | 中島又五郎氏                           | 近々来県 of 予告                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 4月13日 | 如何なる人のため...<br>如何なる人たち...        | 第3区の候補者として商工業社会は斎藤修一郎氏を、農業社会は誰なりとも土着の人をと望まれているなかで来県する中島氏を望むは如何なる人々かと自画自讃の宣伝                                                                                                                                                                                                                                              |
| 4月16日 | 中島又五郎氏                           | 13日武生へ帰省せし由                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 4月25日 | 斎藤修一郎氏<br>嗚呼奈何せん                 | 立候補の意思なく、中島に譲りたる美德と称すべし<br>杉田の仲裁を永田が受けざることへの諷刺                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 4月27日 | 中島又五郎等の政談<br>演説                  | 17日の武生魚八楼での有志者百余名による懇談会、23日の武生曙座にて政談演説会、会主内田廉、山口憲「立憲国の民」松下豊吉「国会議員の候補に就て」中島又五郎「強国策の一」なる演説                                                                                                                                                                                                                                 |
| 4月30日 | 中島又五郎氏                           | 今立郡鯖江地方有力者による抱琴亭にての懇親会、主唱者代表桑原甚六、松下、山口の席上演説、中島の演説                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 5月2日  | 中島又五郎氏の来福                        | 5月4日来福、当市にて大懇親会計画中                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 5月6日  | 中島又五郎氏の一行<br><br>中島又五郎氏来福の<br>景況 | 鯖江地方の有志者滝波慶助、福島文右衛門、桑原甚六、山田墾、藤田徳十郎外10数氏に送られて西田中村豊仙院にて政談演説会、同地方は兼てより反対者の巢窟、その故傭壮士、無頼漢による松下、山口の演説に対する妨害のありしこと、中島の演説には妨害を断念し退去したこと、敵永田側にとって逆効果であったこと、同夜同地方の有志50余名鍛冶屋与平方にて談話会<br>5月4日来福、風月楼に於ける当市の紳士豪商諸氏の発起による懇親会、市及び近郷の富豪紳士代言人及有志者70余名参集、発起人代表笹倉練平、中島の選挙に関する弊害に関する内容の演説、山口憲の演説「立憲国民の心得」当市慶福寺住職恵美竜の講話「政治と宗教」、中島5日武生へ、6日帰京の予定 |
| 5月7日  | 中島又五郎氏巡遊の<br>景況                  | 丹南3郡内巡遊の景況、4月28日丹生郡大虫村片屋にて政談演説会来会者500余名、松下の演説「国会議員候補者に就て」山口憲「議員選挙に関する国民の注意」中島「今日に於ける我邦の政略」後懇親会、来会者180余名、中島の卓上演説、4月30日今立郡栗田部にて演説会、来会者300余名、松下、山口、中島の演説、後清水頭に於て懇親会、来会者170余名                                                                                                                                                |
| 5月13日 | 三郡同好会・三郡同<br>好会の意見               | 丹南3郡の有志者により三郡同好会を組織、武生町に本部事務所、5月5日会同100余名、翠玉楼にて将来の運動に関し評議、中島も招請により臨席演説、同会は支部を今立郡鯖江、栗田部、丹生郡西田中、折（織）田、天津、南条郡王子保等に設置。衆議院議員候補者に就て協議、中島推選に決定                                                                                                                                                                                  |
| 5月14日 | 武生撰挙人の決心、<br>中島氏の勢力              | 5月9日武生町の有権者50余名集会、候補者一件につき協議、中島推選のことを決議、またはより各郡村に遊説、選挙の公正を訴えることを決める。主唱者土生忠、浅井権兵衛、和田彦六、内田甚右衛門、大月九一郎                                                                                                                                                                                                                       |
| 5月29日 | 中島又五郎氏                           | 来月中旬頃帰省するよし                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 6月20日 | 中島又五郎氏                           | 選挙期も切迫したるに付至急来県すべき筈の所、頃日来例の流行性感冒にて遷延していしに、少しく快気を覚ゆれば直に来県の予定、選挙に関する用向は山口憲が担任                                                                                                                                                                                                                                              |
| 6月27日 | 中島又五郎氏                           | 6月26日来福、丹生郡本堂の政談演説会に出発                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

国公党に加盟した南越倶楽部としては同党員を推すのが立て前である。しかし「我々是我党の人を挙げんと力むると同時に亦其の人物の良否を精査せざる可らず。而して其人物を精査するに於いては我々は勢中島氏を推さざるを得ざる者あるなり。何となれば我第三選挙区内に於ては、我等の人々中は勿論縦令反対派若くは我党に関係なきの人々を網羅するも、我々が見て以て帝国議会の議員に適当なりとする人士は中島氏を措て他に之れあるを知らざるなり」と強調し、更にまた「我党は自由党と大同派を調和せんとして起りたる者にして、其政治上の主義は毫も両党と異なる所あらず」と将来合同統一のあかつきに喜んで愛国公党の名を棄てこれに投ずるものであると述べ、自由党にまれ、大同派にまれ将た我党にまれ成るべく之が勢力を養成せしめて異主義の党派に拮抗することが我党の本心

ならずやと、更に中島氏は籍を自由党に掲ぐれど、我党の志士杉田定一氏等と信友会なるものを設立、両党の調和を計画しつつあること我党のなす所と異ならざるに於てをやと論じた。次いで第2では南越倶楽部の一部が再興自由党の中島を排除することは、自由、大同の統一が目的である愛国公党設立の旨意に反し、また大に議員選挙の本性を誤るものと再論し、中島氏を非なりとする南越倶楽部の一部の人々に対し議員候補者としての人物として非なりとする理由を正々堂々と議すべしと論戦を挑んだ。そして第3回に於いて中島の人物論に入り、先ず彼が南越倶楽部全体の人々が採る所の自由主義の人なることは天下万人の是認する所であるとし、彼の明治15年自由党に加盟した以後の政歴を叙し、特に彼が党常議員に挙げられ、大いに党の運動に画策したること、自由新聞評議員として社務の枢要に参加したこと、河野広中氏等の国事犯事件その他自由党員に関する事件の弁護代言の任に当たったこと、21年の大同団結に入り、今は杉田と共に信友会を起し、同主義者の軋轢の調停に尽力していること等々を掲げ、彼の自由主義者として一貫しての経歴を強調した。次いで第4回から中島氏は政治思想を有する人なるや如何と書き、政治思想といえるものは県会議員になったが故に出来るものに非ず、県会副議長に進みたる故に生るるものに非らざるなりと暗に永田を評し、第3区人物に乏しからずと雖も中島氏を凌駕する人は甚だ乏しかるべし、其れも其筈なり中島氏は東京組合代言人中特に錚々の名あり、自由主義者中の大頭株にて、云わば全国を通じて屈指の政治家にあらずやと推称した。更に第5回で人才という面で、また第6回では学識如何の点で、第7回では性行如何といったことに関し、それぞれ彼の卓越した面を強調し、最後に「吾人は実に淡泊にして吾人が眼中中島氏なく吾人が心中（永田）氏なく吾人は唯充分に議員たるの性格を備へたる人を挙げんと欲するのみ。吾人のみならず南越倶楽部大部分の人々の精神亦此の如くなるべし。故に一部分の人々深思再考果して中島氏に過くる人あるを発見せば遠慮なく其人を公示すべし。其人果して中島氏に過くるの性格あらは大部分の人々は勿論中島氏其人と雖も謹んで歩を譲りて吝ならざるべし。其人を公示せずして単に中島氏を傷けんとす是れ豈大丈夫の為すべきことならんや。但し一部分の人々は（永田定右衛門）氏を挙げんとして隠然卑劣の策略を廻しつゝあること吾人疾くより之を知れり。然れとも

（永田定右衛門）氏の如きは斗筭の小人のみ。無識の農夫のみ。齒牙に掛くるに足らざるなり」と永田を評して文を締め括ったのである。次いで社末某稿の「弁妄<sup>42)</sup>」が5月20日に掲載された。それは東京及び大阪の各新聞紙が福井新聞を福井県第3選挙区に於ける中島又五郎候補の機関紙であると名差したことに對する反論であった。福井新聞は自由主義の機関紙であり、中島の機関紙ではなく、ただ彼が自由主義を採る故に彼を推挙するのだと強弁し、吾人は中島氏が第3選挙区に雄を争はんとしつつあるを知る故に吾人は其事に係る報道を為せり。吾人は中島を賛する人あるを知る故に其事に係る寄書を載せたり。吾人は報道の確実ならんことを力む。吾人は寄書に於て閑せずと、いささか開き直った内容の言辞を掲載した。そのことは逆に自らの中島の機関紙なることを明かにすることであった。また翌21日に「議員は土着の人ならざるへからずと云へるの非を論ず<sup>43)</sup>」で国會議員は国民全体の意志を代表するもので選挙区内の機関でないことを力説し、端的に土着（永田）非土着（中島）の基準で判断するの非を強調し、中島の機関紙として彼を推す立場を明示した。また「某氏善後策<sup>44)</sup>」で中島を再度推称し、落選後の某氏（永田）の末路こそ気の毒なりと彼の善後策として選挙戦からの撤退を推めた。まさに中島派の明々白々たる立場を示したものであった。

さて、いよいよ6月10日の貴族院多額納税議員の選挙も終り、総選挙も終盤を迎えることとなる。6月28日「選挙期切迫に際して<sup>45)</sup>」を載せ、改めて金権選挙と金権議員の誕生を警告し、永田陣営を諷した。永田批判は執拗に続けられた。かくて7月1日を迎えることになったのである。

## 2. 第1回総選挙後より廃刊まで

明治23年(1890)7月1日第1回総選挙の投票が終り、それまでの激しい選挙戦に結末がついた。第3選挙区の結果は永田1,321票、中島740票の差で永田に凱歌が上った。さて、この選挙に勝利を収めることを一つの目的として結成された南越倶楽部は小選挙区制の下、倶楽部全体としての運動をなすことが出来ず、各選挙区それぞれの候補者によるばらばらの運動が展開され、倶楽部員同志間での凄じい対立競争がなされた。このことは前述の如く第3選挙区で最も甚しかった。そして以後同倶楽部の粉糾の最大の要因となり、また第2次福井新聞の政治的立場の変更をもたらすものであった。新聞社内には既に微妙な変化が生じつつあったことが垣間見られた。選挙期間中中島の運動を積極的に進めて来た新聞社内の武生派勢力は、彼の敗北によって当然に失われることになり、彼の帰京後はその資金面にも苦しくなった<sup>46)</sup>。この間隙を抜ってしばらく社内に逼塞していた福井新報派の連中が再び藤井五郎兵衛等、福井市の商工層の資金力を背景に南越倶楽部武生派を排除し、かつて新報の出發時に於けるが如く福井市の商工層及び旧士族達による新しい自由派の結集が所期されていたと考えられる<sup>47)</sup>。そのことは漸次紙面にはっきりと表われて来るのであるが、選挙後の数日間はお旧体制による紙面作りが、残務整理といった形で続けられた。投票日の当日「競争の終結」と題して<sup>48)</sup>、虚々実々の選挙戦の凄じかったことを述べ、先に行った国会議員候補者予見の必ずしも的確でなかったことを暗示しつつ各選挙区の開票結果を予見したのであった。そこには特に第3選挙区に於ける中島の敗北を予想外とする思いがこめられていた。更にまた永田陣営の運動に関して、「二十三年」を候補新聞と風刺し、買収事犯を早々と報ずるところがあった<sup>49)</sup>。そして翌2日、武生某生稿を掲げ、そのなかで南越倶楽部内での武生派と永田派との確執の起因は設立時の役員争いにあり、永田の浅近なる功名心によるものだと強調した<sup>50)</sup>。恐らく武生某生とは松下豊吉あたりかと想われる。そして7月5、6、9日の3日間、論説「衆議院議員選挙せらる」で特に今回の落選者に対して、4年後の改選期を期すべきことと、むしろ民間政治家として世論の喚起に務めることの必要とを強調した。論点は第3選挙区の中島の今後の立場と暗合するものであった。また今回の再興自由党派の一般の予期に反する劣勢について、彼等が進取の氣象に富むのみにして、内部の整理を怠った点にあったとし、その原因を自らの内部での結束の不足と不統一とを挙げたのである<sup>51)</sup>。それはまた第3選挙区での戦の反省と弁明につながるものであった。紙面にはまだ中島の立場、再興自由党の立場が残されていた。

さて、南越倶楽部は7月10日選挙後の委員会を開き、将来の運動に付き種々協議を行い、15・16日頃に総会を開くことを決定したこと、またそのために杉田が帰福、元浜町雀屋に逗留していることが報じられていた<sup>52)</sup>。紙面は除々に変化を見せはじめつつあった。そのことは7月9日から編輯人が井上外蔵に変わったことにも表われていた。そして7月12・13日の両日、前註で書いた如く、10日に帰京した中島の帰京挨拶文が掲載された。このことは彼が新聞との関係を断ったことを明確に物語るものであった。次いで紙面には本県選出国會議員の履歴として7月9日山田穰、7月11日山田と青山庄

兵衛、7月12、17日杉田定一、7月18日永田定右衛門、7月19日藤田孫平を連載する。そこで山田、青山については単なる政治歴と愛国公党员たることを述べるにとどまり、次いで杉田に関して彼の赫々たる政治歴を述べるとともに彼の欠点として地方の開拓に従事し見事にその地方の政治思想を喚起する点に於いて高知での片岡建吉、福島河野広中、愛知の内藤魯一に比して遜色のあったこと、即ち彼の郷国福井に対する政治的影響の欠如を批判的に指摘した点注目に値する。彼の中央に於ける地位と地元福井に於ける立場とは、その政治的指導力の面に於いて漸次落差を生みはじめつつあった。また永田については、彼の土着政治主義と金権体質への批判を続け、藤田については、その日和見御都合主義をその政治経歴とともに述べているのである。以上のように彼等の履歴を述べるに際しても選挙戦を通じて味った苦渋のごときものが垣間見られ、彼等の自嘲とも受け取ることも出来た。局面の変化は真近であった。7月22日、紙面に大々的に8月1日を以て福井新聞社屋を佐佳枝中町132番地に移転、紙面の大改良を行うとした「社告」を掲載したのであった。そして社告は7月一ぱい続けられた。社告の文面は下記の如くである。

#### 社 告

福井新聞社は今般新に鮮明なる活字及び最良の印刷器械を購入し来る八月一日を以て佐佳枝中町百三十二番地に移転し移転の日を期として福井新聞紙面に一大改良を行ふべし

八月一日後の福井新聞は紙面大に拡張せられ従来の福井新聞に比すれば全面五号活字を以て二千六百四十字を増加すべし。

改良後の福井新聞は政治、法律、経済、社会、教育、宗教、文学及び諸般の學術技芸等に就き斬新奇抜にして且つ正確緻密なる論説を載せ小説は優美高尚なる思想を基礎として流麗洒落なる句を用ひ雑報は確實と迅速を旨としてありとあらゆる社会の出来事を記し又時を撰みて詞苑、雑録、寄書等の諸欄を設け詞苑欄には詩歌、文章、俳諧、発句等の秀英なる者を載せ雑録欄には逸事、奇談、諷刺、警世、賞賛、攻撃滑稽及び諸般の學術技芸等に関し人の見て以て感動し若くは有益なる者を載せ寄書欄には広く世の人より投寄せらるゝ記事、論説等の見るべきものを載せ仍ほ他に種々の改良を行ふべし若し夫れ文章の巧妙、印刷の鮮明、体裁の具備等所謂紙面の光彩なるものに至りては看客眼あり読者心あり本社妄に他を譏りて自ら賛することを為さず唯謹て改良後の新聞紙を閲せられんことを乞ふ耳

明治廿三年七月 福井新聞社

以上やや長きにわたって社告を引用した。表面上はただ当時の新聞の紙面改良の一般的な文面を例記しているのみに見える。しかしその裏面には新聞社内に於ける政治的立場の変更を一大改良という大文字に窺うことが出来るのであった<sup>53)</sup>。

以上のような新聞社の動きと平行して南越倶楽部の臨時総会が7月20日開催された。来会者は36名、その内訳は福井市1名、足羽郡2名、吉田郡8名、坂井郡17名、今立郡2名、丹生郡2名、南条郡4名で、選挙区別でいえば、第1選挙区で3名、第2選挙区で25名、第3選挙区で8名と、第2選挙区で3分の2を占めていた。なお、増田、松下の両理事は出席しているものの副会頭永田の顔は見えなかった。会議では役員改選及び決算報告は来る9月の定期総会に於いて行うことと、一二規約の修正すべきものを評決し、また庚寅倶楽部<sup>54)</sup>派遣委員は貴族院1名を併せて4名の国会議員に囑託すること、その他として倶楽部の維持法等について協議をなし散会した<sup>55)</sup>。新聞は7月23日の総会の模様を

報ずると同時に伏字の多い文面で総会での武生派に対する攻撃の状況を揶揄的に書いた。特にそのなかで本部を福井に移し、増田、松下の両理事の退陣を求める声が多かったことを暗に仄めかしていた<sup>56)</sup>。次いで24日「福井県に政治思想の発起するを望むものは…」に於いて政治勢力なるものは反対乃至批判勢力の存在をまって、はじめて真成の勢力たり得ることを述べ、その例として真成の自由派の地点として高知、福島、愛知をあげ、それに比して福井に於ける杉田の南越倶楽部に反対批判勢力の皆無なることを強調した。「世には南越倶楽部に反対するものなきを見て福井一円自由主義を以て充たされたりと速断するものあれとも是れ実に浅慮の極なり。思ふに南越倶楽部に反対するものなきは南越倶楽部が動力の薄弱反動力を生ずる能はざるに因るものにして即ち南越倶楽部が勢力なき所以なり。若し夫れ南越倶楽部にして真に大なる勢力を有し、真に政治上に運動するの力あらんか、事物の元則<sup>(ママ)</sup>として其反対を生ぜざるを得ざることを猶ほ彼の高知愛知福島等の如くなるべし」と書いた。そして「県下に政治思想の発起を希ふものは南越倶楽部に反対する政団の起らんことを望むなり」とも書いたのである<sup>57)</sup>。そこには南越倶楽部を改革して、再生の福井新聞派の機関たらしめ、福井市のグループに政治的主導権を奪回せんとした意図が秘められていたと考えられる。

そして新しい出発日の8月1日を迎えた。その日「謹んで読者に告知す」と題する論説を掲げる<sup>58)</sup>。そのなかで「本年は是れ如何なる年か、吾人が専制政治の下より移て立憲政治の下に入んとするの年にあらずや。吾人は宜しく専制政治の下にあるの思想を抛棄して立憲政治の下にあるの思想を有せざる可からざるなり。是れ今回吾福井新聞紙面に一大改良を行ふ所以の重なるものなり」と述べまた先の社告の内容を繰返し書き、続いて主義とするところは破壊に非ずして進歩、退歩に非ずして保守、即ち穩健なる進歩主義なりと強調し、殊更に一私人法人若くは政府の器械たることなしと書いた。文面は進歩主義、政治的中立を装いながら、これまでの南越倶楽部武生派の機関紙的立場からの明確な離脱宣言でもあったのであり、以後紙面でしばしば南越倶楽部に対する批判攻撃を加えて行くのであった。

さて、8月に入って南越倶楽部の下部組織にも総選挙を通じての軋轢からの動揺が目立ちはじめた。三郡同好会に対抗していた同志会(永田派)は南越倶楽部の金城湯池と見なされていた今立郡へその触手を伸し始め三郡同好会に動揺が拡がっていた<sup>59)</sup>。また足羽倶楽部の一部が南越倶楽部からの離脱を決定していた<sup>60)</sup>。そして倶楽部内に於ける武生派と永田派の対立は決定的な様相を呈し、武生派の退却以外には感情的にも思想的にも再建の目途は立たない状況となっていた。杉田のブレンである金津の阿部精は杉田に書翰<sup>61)</sup>を送り、山田、藤田、青山、永田の動向を報ずるとともに南越倶楽部の立て直しのためには来る定期会で役員を全廃し新組織を構築すること、そして増田、松下両理事の退陣が必要であることを報じていた。書翰の背後には倶楽部に対すると各政治勢力に対すると杉田の指導力と調整力を期待するものが横たわっていた。

政局は第1議会を前にして山県内閣は旧集会条例を手直した集会及政社法を7月25日に公布し、9月より実施することにした。それは旧条例の8条と同様に28条で「政社八委員若クハ文書ヲ発シテ公衆ヲ誘導シ又ハ支社ヲ置キ若クハ他ノ政社ト連絡通信スルコトヲ得ズ」として政党各派の連合連絡を禁じ、政党の手足を束縛するものであるとともに結社の自由集会の自由を制約するものであった。当然のことながら地方の政治団体も中央並に他の団体との連絡が困難となり、行動に制約を与えるもの

であった。南越倶楽部もまたその例にもれなかった。増田は「政社法強行以来甚ダ不自由ヲ感ジ南越倶楽部善後ノ策二付種々御勘考願上度」と杉田に書き送った<sup>62)</sup>。

政況はかねて企図されていた旧愛国、自由、大同と九州同志4派及び群馬公議會、京都公友会の合同による立憲自由党が8月27日に結成され、9月15日結党大会を開くことになっていた。倶楽部内部で漸次その立場が不利となりつつあった武生派は眼を中央の政局に向けることになる。そして議會開会后院外団として活躍する人員派遣のため県人倶楽部を設け、義捐金を各郡の有志に求め、且つ各郡よりの出京人を募る運動を展開することになった<sup>63)</sup>。しかしこれもまた成功とまでには至らなかった。かくて松下は9月8日後事を増田に托し上京、中央での活躍を所期することになる。こうした情勢のなか9月に予定されていた南越倶楽部の総会が10月6日ようやく開かれることになった。出席者は僅か50余名で、正副会頭の杉田、永田の出席はなく、奥田与兵衛を座長に會議を始め、増田の事務所費収支の報告、青山の會計全般の報告の後、種々議論の末、政社組織を解き、更に社交倶楽部と為すことに決し、正副会頭を廃し、3名の理事と2名の主計を置くことを決め、理事には奥田与兵衛、橋本直規、大橋松二郎、主計には坪田仁兵衛、加藤与次兵衛が当選、事務所は福井市に移すことになった。なお、9月10日に新理事への事務引継ぎと武生事務所の引払いが行われた。なお、この総会で福井新聞の主筆木村斌任が特に非政社論を強調したことが報ぜられ、総会後の懇親会に招かれた帰郷中の立憲自由党員松下豊吉が政党人のための郷党の後援の必要と、そのための地方の團結の要とを強調、あわせて東京での政党の状況を述べたことが報ぜられた<sup>64)</sup>。南越倶楽部に於ける武生派即ち増田、松下の立場は完全に変貌していたのである。

さて、新しく衣更えをした非政社倶楽部の組織については10月中に協議すべく集会を開く予定であったが、予定通りには行かず、やっと11月4日に特別集会、5日に臨時総会を開く段取となった。杉田宛大橋の書翰<sup>65)</sup>によれば4日の集会には倶楽部事務所（福井市佐佳枝下町64番地）に60人程招集したが集った者は10名足らず、それも坂井吉田足羽の者ばかり、そして状況は「或は倶楽部死亡論を称ひ葬式しては如何など説くに至る実にて以外の事乍然退而考ひたれば第三区の人員実に何ぞ無情なるやの嘆なき能はず」といつた惨憺たるものであった。結局具体的な相談もなく翌5日の臨時総会を迎えた。それも基本会員以上3百名程招集したものの集った者は35名それも殆んど坂井吉田足羽の連中、南条今立丹生からはお義理での出席者一兩名づつという状態であった。しかも會議は政社非政社の実状を確かめるための福井警察署警部の臨監下で行われ、提出予定の立憲自由党に係る件、上京有志に係る件、同宿所有志補助及運動費の件等は議題に供することが出来ず、ただ懇談会という形で談笑裡に終わったとある。そして9月の総会で政社組織を解き社交倶楽部にしたこと、今一度政社組織にして倶楽部の立て直しを計りたいこと、非政社組織への変更に積極的に動いた福井新聞派勢力に対する反撃を期していることを書き加えているのである。そのことは後述の如く既に新しい機関新聞即ち若越自由新聞の刊行間近いことを匂わせていたと考えられる。ともかく社交倶楽部となった南越倶楽部は一路衰退の道を辿ることになり、開店休業といった状態で24年を迎えることになった<sup>66)</sup>。

先きに述べた如く8月新体制に入った福井新聞は一連の南越倶楽部の状況に対して批判的な発言を続けて行くことになる。先ず8月5日の「南越倶楽部のこと」で増田のことを大政治家、松下のこと

を大記者と誹謗し、彼等による倶楽部支配を批判、また暗にかろうじて続刊されていた彼等の機関誌「暁」のことを揶揄した。それは武生派を排除して倶楽部を新生の福井新聞と彼等のものに組み変える意図を物語っていた<sup>67)</sup>。次いで「敢て問ふ南越倶楽部足下<sup>68)</sup>」で再度倶楽部を福井新聞派の拠点にせんとする意図を鮮明にする。そして9月に施行される集会及政社法の下倶楽部が一たん解散して非政社組織を取ることなく、政社組織を維持して新しい倶楽部の構成の下再出発することを強調した。なお、この論説がT・H生の投書として掲げられているのは、恐らくT・H即ち長谷川豊吉を揶揄した思惑が秘められていたものと考えられる。そこにはこれまで倶楽部を支配して来た武生派に対する痛烈な皮肉が横たわっていたと云えよう。更に9月に入り、倶楽部が迷走を続けている期間に彼等に対し最後通牒ともいえるべき論説を掲げた。それは9月6・7日の両日に渡って倶楽部の存在価値を問うものであった<sup>69)</sup>。先ず彼等が今後政社組織としての運動の展望が皆無なることを突き、次いで倶楽部の構成について批判を加える。即ち彼等の多くは政治、法律の何たるかを知らぬ地方の財産家、所謂田舎紳士の集りであり、それもお義理で参加した者が多く、その上にこれら財産家達も例の武生派の連中によって籠絡された者であると決めつけた。そして繰返し倶楽部を主導して来た武生派を排除し、福井に倶楽部の本拠を移す要を主張したのであった。これらの論点は結局倶楽部の再生のためには武生派から主導権を福井新聞派に移し、倶楽部員の構成を旧来の地方の地主層中心から福井の商工層中心に組替えることに主眼があったのである。10月に入り、漸く南越倶楽部の総会がまたれることになった。そして倶楽部が政社組織を解き社交倶楽部に転じたことは前述したところであるが、新聞はこの挙を革命なりと賛意を呈し<sup>70)</sup>、非政社組織としての倶楽部の再生と、またこれに対する諸々の団体の結成が促がされ代議政体下の政治思想の旺盛となることへの希望を書いた。そこには再生された倶楽部に対する福井新聞派の媚態とも見えるものが窺われ、また新しい政況に対する期待のようなものが垣間見られたのである。しかし結局は10月中に予定された新しい倶楽部への再組織のための準備は進められず、新聞派の期待は画餅に帰することになる。彼等は結局に於いて南越倶楽部とは袂を分たねばならなかった。彼等は10月19、21、22日の3日間論説「民間の政治家も須らく分業専門の法を行ふべし」で人にはそれぞれ適材適所なるものがあり、政治運動にも人の能力に応じて分業専門の法が必要なりとして、南越倶楽部が杉田永田を会頭副会頭に祭り上げたことを批判した。曰く「杉田氏は熱心なる政治家なり氏が満腦政治の改良を措て他の分子を混ぜざるは氏が従来の際歴に徴して明白なれば氏が能所は熱心なる点に於て之れありと云ふことを得れども氏が才略到底一政党を統御するに適せざるは吾人が氏を傷けんとするの言にはあらずして南越倶楽部員過半の明言する所、氏も亦此評言に不服はなかるべく殊に氏は常に眼を社会の大局にのみ注いで毫も心を地方部分に用ゐることなく所謂二兎を逐ふて一兎を獲ざるの傾あるは永年政治の事に奔走して或は鉄窓の苦を嘗め或は幾多の財産を蕩尽したるにも拘はらず毫も越前に於ける政治の事に関して稗益したる所なきを以て知るべく要するに氏は勇往敢為の氣象を以て政論社会の大局に奔走するは或は其能あるべしと雖ども一政党の首領として黨員を統帥するが如きは其最とも不得意とする所なるべし」と。杉田永田の統率力の欠除を指摘し南越倶楽部の組織上の問題を強調した。また倶楽部の構成が地方財産家に偏した点を再度批判し智者、学者、財産家、弁論家、文章家、交際家各々其能を以て事に当るにあらずんば恐らく真正なる運動をなすこと能はざるべしと述べた。そこには商工層その他の人々の抬頭を所期する彼等の思いが

こめられていた。また執拗に南越倶楽部の非政社組織のための動きの見えない状況に対して苦言を重ねた<sup>71)</sup>。そして11月5日の倶楽部の最後ともいえる総会に関しては簡単な形式的な報道をなしたにとどまったのである<sup>72)</sup>。

これまで述べて来た如く8月以降の福井新聞派と南越倶楽部との関係は漸次悪化の路をたどったのであり、議会開設を控えた新しい状況下県内自由派としての紙面作りを同新聞に求めることは困難な状況であった。こうした情勢のなか既に8月の段階に於いて同新聞に代る県内自由派の機関紙の刊行が杉田を巡る吉田坂井両郡の有志によって企図されていた。この点に関して杉田定一文書内の数通の書翰<sup>73)</sup>がその経緯について物語ってくれる。それによれば橋本より坂井郡有志に対して新しい新聞刊行のことを杉田より勧説することの急が告げられ、また彼による吉田坂井両郡の有志への遊説が行われていた。更にまた両郡に敢為会なる団体が作られ橋本直規（福井）、阿部精（坂井）、大橋松二郎（吉田）が理事、川端薫一（坂井）、渡辺環（吉田）が会計ということであった。恐らくこれらのことは両郡の主導の下に南越倶楽部の補強乃至それに替るべき政治組織の樹立並に新しい機関紙刊行の準備工作であったと考えられる。そして若干の経緯を経て11月の中旬大橋松二郎を中心に両郡の青年層によるやや強引な形での新聞刊行のことが決められ、12月2日若越自由新聞第1号を出すことになった<sup>74)</sup>。前途に波瀾を含みながら立憲自由党の県内機関紙が発足したのである。かかる動向は当然に福井新聞に対し多大の影響を与えることになった。そのことは前述した如く同新聞の南越倶楽部に対する批判的な紙面作りが物語っていた。しかしなお同新聞は自由党色を継続し、県内自由党の福井新聞派を形成することを意図し、福井の商工層に対する働きかけを紙面に展開して行くことになる。それらの動向は8月以降の紙面に漸次表われることになった。その一つとして23年4月に公布され、翌24年1月に実施予定（実際は23年12月商法施行延期法の公布により実施を2か年延期）の商法に関して通俗的な解説を8月の初頭から論説欄に「商法講話」と題し数日間連載したことである。このことは同紙が8月以降福井市の商工層を自らの基盤に求めていたことの証左ともなろう。冒頭「延期するとか延期せざるとかの議論はあることながら兎に角来年一月一日より施行することゝ定められたるは商法なり延期せざれば尚更のこと縦令延期せらるゝとするも知らで叶はぬは商法なり此際法律に志あるものどもが研磨攻究して世人の注意を促すべきは商法なり然れども総体一千余条之れを遂一講読するときは日も亦足らざるは商法なり仍て本社は爰に世人が商法に付て注意すべき廉々気付くに任せて平易に講話することを為すべし之れを名けて商法講話と申すなり」と前書をして、8月1日の「商法の支配するは商人のみに止らず」から始まり以下下記の如き順序で講話を続けた。8月3日「民法とは如何なるものを指すか」。8月4日「特種の商事又は商人の為に發布せられたる法律命令及び規則の効力」。8月5、6、9日「商取引とは如何なるものを指すか」。8月10日「商を為すことを得ざるものあるか」。8月12、14、15日「商業登記」。8月16日「会社の文字は会社に限る」。8月17、21、22、27日「商業帳簿」。8月28日、9月3日「数人共同代務人のこと」。9月4日「代務人が為したる所業の効果」「代務人は其代務権を他人に転付することを得ず」。9月5日「代務人は其代務権を他人に転付することを得ず」（承前）「妄りに罪を代務人に被らしむることを得ず」「商業使用人」。9月11日「商業使用人」（承前）。9月12日「共算商業組合」「商事契約」。9月13日「商事契約」（承前）「中立人及び仲買人」「売買」と以上で終り、そして最後の9月13日には「編者日商法講話既に数十日を

重ねて掲載せり猶ほ此後信用、保険、手形及小切手、并に海商、破産等の編章あれども是等は一般商人に關してあまり必要ならざるものもなきに付今爰暫く講話を休むことゝすべし」と結んでいる。なお、以上の商法講話の連載に關し「商法研究に付て更らに謀る<sup>75)</sup>」を書き、連載の意図を述べ、それらは商法中特に心得べき諸点を説明したもので、決して充分なものではなく、今後一般に商法研究会の如きものが設けられ、研究の盛んになることを期待した。曰く「福井の人々既に商法研究の必要を感じて其計画ある以上は、法律家及び商人連中一致協同今一層其の規模を拡張して實際商人を益し得る様にしては如何吾人は先に此事に付て聊か論述したる所あり今又更らに謀ること此の如し」と結んでいる。

また、23年9月11日法律第81号で以て商業會議所条例が公布されたことに關して、商業會議所の商業社会に必要なは今更ら論ずるを要せざる所とその公布を喜悅せる意を表明し、条例の内容を説明して「新条例の規定するが如く商業會議所なるものが大なる権力を有して商業社会に活動するとすれば其会員の人物如何によりて直ちに商業者の頭上に利害の關係を及ぼすべく商業者たるものの深く注意せざるべからず」と新条例の支配を受くる所の商業者が第一に注意すべきことは會員選挙のことであると結んだ<sup>76)</sup>。

以上の如くこれ以後同紙は商工層市民を意識した紙面作りが目立つようになった。例えば地租軽減のスローガンの下に選挙戦での勝利を収めた地主議員達を地租軽減議員と名付け「地租軽減するは可なり、国庫の収支を考察せざるべからざるなり」と書き、果して議會開設の暁に彼等が如何にこの問題を処理するかを問いかけ、地租軽減、政費節減の主張が選挙用の放言に終らざることを強調、地主議員へ苦言を呈した<sup>77)</sup>。また当時一部の議員達の中に論じられていた選挙区の問題に關して小選挙区制の弊害を強調、賄賂、脅迫、腕力、詐偽等の手段が選挙場裡に可能なのも小選挙区という郡村単位 of 選挙区のなさせるものであると論じ、大選挙区による国会議員としての眞の代表選出の要を論じた。曰く「要するに選挙拡張案の議は今日具眼者一般の議論する所にして之れを妨げんとするは彼の郷原及び彼れ賄賂其の他の卑劣手段を行ふの輩なること争ふべからざる事実なりとす」と書いた。要するに地租軽減問題にしる選挙区拡張論にしるその根底には福井新聞派の南越倶楽部への批判にあった如く農村地主層に対する不信と福井市の商工層に対する期待が窺われた。しかし紙面はなおしばらく自由党關係の報道が比較的多くを占める。9月に入り議會開設を目睫にして民党の動静、特に自由党に關する記事が増える。特に9月15日の立憲自由党結党式を前にして大会に提出される党の旨趣、主義、綱領、党議及び党則等を詳細に報じ<sup>78)</sup>、次いで9月15日の結党式の次第を詳しく報じた<sup>79)</sup>。また木村斌任の署名入りで立憲自由党の結党を賀する論説を掲げる。それは22年の春大同團結の分裂後立憲自由党結党に至るまでに於ける民党勢力の動静を略述し、立憲自由党結党を賀し「可賀々々立憲自由党万歳」と結んだ<sup>80)</sup>。そして更に立憲自由党の議員の一部に党の本旨をも弁へない連中、特に金錢を以て当選し、田夫野翁を瞞着して議員となった者の多き点を指摘し、彼等は党の未来に恐るべき存在であり、今にして対策を立てる要があり、その良策は彼等を選出した地方の人心を固むることが肝要なりとし「今や立憲自由党は其組織を了せり進んで勢を地方に拡張し一は進取又は一は守成の策を講せんこと甚だ緊要なるへし立憲自由党の人々以て如何んと為す」と結んだ。そこには党所属の一部議員の特に地方農村出身の地主議員に対する不信感が露骨に示され、福井新聞派の立場を物語るものがあ

った<sup>81)</sup>。また議会開設後の経済社会について政府による民業保護政策の新機軸を要請すると共に商工業者自身の独立自営努力の必要を論じ、そのための要件として新条例による完全なる商業会議所の設立の要を強調した<sup>82)</sup>。ここにも同紙の商工層への眼差しが垣間見えた。更に11月14日より数回に涉って木村斌任の署名入りで連載された「政費節減策の一」は当時の民党のスローガンであったことと相まって所謂官公吏と民間との勤務内容俸給等を比較して官公庁の冗員冗費を追求したものであり商工層の意識を代弁するものであった<sup>83)</sup>。

11月25日第1回議会が召集され、次いで29日に開院式が行われ、我が国に於ける議会政治がここにスタートすることになった。新聞は11月28日の論説で「両院の成立を祝す」と題して、議会の成立したこと、衆議院の議長副議長が選挙の結果勅選されたことを祝し、両者の略歴を掲載した。また欄外に福井市に於ける国会開院式の祝典及祝宴の広告を掲げ<sup>84)</sup>、そして以後数日間市内県内各地での祝祭行事が報じられた。そして11月29日の論説「祝帝国議会開院式」で「帝国議会開院式と同時に帝国に起れる現象の最大なるものを憲法効力<sup>(ママ)</sup>を有つことなりとす憲法効力を有つ国家統治の大権是に於て明かに定まり臣民の権利義務及び財産の安全是に於て明かに保障せらる帝国臣民たるもの豈に之を祝せずんば可ならんや謹祝帝国議会開院式」と書いた。そこには当時の国民一般に抱かれた意識を背景にした新聞の素直な考えの表明であった。

さて、前述した如く議会開設直後に若越自由新聞が創刊された（発行兼印刷人大橋松二郎、編輯人松原栄 福井市佐佳枝町2番地、定価1枚1銭5厘、1ヶ月前金25銭<sup>85)</sup>）。同紙の創刊については12月5日に雑報欄に簡単な記事を掲載するに止ったものの<sup>86)</sup>、かねて予想されたことであったが、福井新聞にとっては大きな打撃であった。それは新しい政況の下福井に於ける自由党派の新聞としての統制の取れた紙面作りを困難にすることであり、なお自由派の色合いを継続したものの自らも加わった県内自由党派内部の軋轢の下その自由党系新聞としての影響力の低下は否定し得ないものがあつた。

なお、立憲自由党結成後、非合同を唱えた旧大同派の一部の保守派と九州の国権党諸派とが合同、更に民党分断の意図を含めた政府側よりの策動の下吏党の一部が加わり、国権主義を標榜する勢力の結合が画され、種々の経緯の結果議会開設後12月暮れに国民自由党として誕生した<sup>87)</sup>。この国民自由党の結成に至るまでの動静について新聞は可成詳細に報道を続け<sup>88)</sup>、また「国民自由党」なる論説を掲げ批判するところがあった。そこでは同党形成までの若干の経緯を述べ、「国民自由党を樹立する可なり同一主義の人々相集りて一党を成す素より可なり」と書き、翻えてそれは立憲自由党の活動を制するためのものであり、結局政党分裂を望む政府を利するものだと論じた<sup>89)</sup>。そして更に議会開設後早々に「今日以後の政党<sup>90)</sup>」を掲げ、そのなかで先ず政党の政治上に有する勢力は代議制度の実施される今日以前は間接且微弱その内幕は単純であつたが以後は直接にして強大そして内幕は複雑なりとし、今日以後その複雑を加えんとするに際して秘密の策略將に政党内部に行はれんとすと述べ、合同ならざりし自由改進両党はなお民党として相提携を維持し得るものの、立憲自由党より旧大同派の一部が分離して組織せんとしつつある国民自由党が吏党の大成会に秋波を送り、また自治党との穏微な関係を取沙汰する点を指摘し、立場、主義と無関係に利権による政党政派の離合集散を批判した。そして今日は実に政党の乱世にしてまた政党の創業なりと書き、今後の政党特に民党の健全な発達を所期した。このことはまた一面自らもその渦中にあつた県内自由派即ち南越倶楽部を巡る過去の対応

になお拘泥し、また若干苦渋に似た思いが秘められていたものと想われる。

さて、紙面は12月の始めより雑報欄の主要内容を第一議会の状況報道で以て埋めることとなり、12月5日、雑報「第一日よりの衆議院」に始まり以後詳細に衆、貴両院の審議内容を報じ翌年3月11日の雑報欄まで続けることになった。そして紙面全般に立憲自由党一色といった色合いのやや薄らいだものが感じられた。このことは若越自由新聞の出現と新聞が意図した福井の商工層を中心にした県内自由派勢力の抬頭が予期通りに進まなかった県内情勢に左右されたものと考えられる。かくて23年の歳末を迎え「歳晩の感慨」を掲げた<sup>91)</sup>。そのなかで「帝国に始めて代議制度の実施せられて帝国臣民の始めて参政の権を行用したるもの明治二十三年にありとすれば明治二十三年は実に多幸の年と謂はざるべからず多幸の年は即ち是れ多事の年なり曰く議員選挙、曰く議院成立、曰く議院整頓、曰く議案頻出、曰く何、曰く何、而して他亦事多し曰く大演習、曰く法典公布、曰く政党の分合、曰く何、曰く何、嗚呼明治二十三年は実に多事の年なりし」と多事多幸の年なる語を繰返し、また往事を追想すれば胸中転た感慨の情なき能はずとも書いた。そこには創刊以来1年を経過した自らの歩みに対するやや自嘲気味の感慨が横たわってもいたのである。

政局は24年に入って民力休養、政費節減を旗印に政府予算の削減を求める民党と政府との攻防戦に入った。衆議院の予算委員会は民党多数の下、政府の歳出予算8332万余円を7443万余円と約1割にあたる8百万円の削減を求める査定案を決議した。それは憲法第67条の保障する歳出削減を含み政府の同意を必要とするものであり、またこの同意の時期を巡って政府と民党は対立した。政府は当然のことながらこの査定案を拒否し、両者の対立は將に危機一髪的情況を招くことになった。この間新聞は終始民党硬派の立場を支持する論説を書き続けた。先ず「予算査定額概評」で以て予算委員が政府要求の予算を査定して歳出8百万円を減じたるは要求総額8千万円に対する10分の1にして且つ其著るしく節減を加えたるは官制の変更、官員の減給等であり当然のこととした。また当今の官員俸給高きに過ぎて且つ諸庁冗員を存するの多きは動かすべからざる一般の公評なり予算委員が是に見る所ありて之が弊を矯めんとするは吾人の最も喜ぶ所なりと書いた<sup>92)</sup>。また松方蔵相の衆議院に於ける世の常の徳義として政府と議会との互譲を求めた演説に対して「社会不景気を極めて庶業衰退の極に陥るの時に当り巨額の歳出を議会に要求して民間の疾苦を顧みざる如きは守るべきの徳義を失はざるものと謂ふべからず」と書き、また暗に解散を以てする政府の強迫手段に屈することなく民党の立場貫徹することを要求した<sup>93)</sup>。次いで1月13日衆議院は査定案廃棄の動議を16票の差で否決し、査定案を巡る攻防は予測のつかぬ事態となった。新聞は1月20日、論説「硬派勝つ」で吾人は初より硬派即ち8百万円減額を賛成したるものなりと繰返し、今や硬派の勢は真に破竹の如し、努めよや硬派と一応その勝利を称えた。また立憲自由党内の硬軟2派につき硬派は党議を尊重するもの軟派はこれに反する黨員なりとして黨員にして党議を尊重するは黨員の本色なりと強調し党内の内紛を批判し、更に民党の一致団結を要望するところがあった<sup>94)</sup>。さて、事態が急を告げつつあるなか1月20日漏電による議事堂の焼失という事態が生じ、議会は29日迄休会ということになった。この変事を利用して、かねてより進められていた土佐出身の後藤、土佐に縁故多き陸奥を介しての政府による土佐派（立憲自由党内に於ける土佐を中心に四国及び兵庫県出身者により形成された<sup>95)</sup>）に対する工作がより積極的に行われた。そして彼等は後日立憲自由党を離れることになる。

一方議会開設後の県内自由派の活動はやや休眠状態を呈していた。県内自由派勢力を福井新聞派の下に再編しようとの試みは容易なことではなかった<sup>96)</sup>。そして紙面に於ける動向も政費節減民力休養の立場に立って民党特に硬派を支持し、論説欄に論陣を展開してはいたがその基底にあるものは商工層の要望に沿うものであり、政論としての音程は表面上のものよりも若干低いものであったと考えられる。そのことはこの前後の論説欄の構成のなかにも表われていた。即ち1月27日より突如として横浜某生による「越前商工雑纂」なるものが数日間論説欄を埋めることとなる<sup>97)</sup>。それは条約改正内地雑居後一外人が越前で起業のためにその産物を調査したというものであって、暗に福井の商工層に対する問題提起でもあった。項目は菜種及製油、米商会所、絹織物、鉱山、生糸及養蚕、煙草、製茶であった。また当時結成された福井商人会についてその経緯を詳しく報じ<sup>98)</sup>、2月1日の論説欄で「商人会興る、商人会興る、商人会は実に福井市に興れり商人、平民、吾人は敢て文飾燦爛たる好まず、短刀直入、其主義とするところを立て徹し倦ず厭ず撓まず退かず、断々乎として鋭進せんことを望む、聞く嶺北に百姓俱樂部<sup>99)</sup>ありと噫平民なる哉平民なる哉破れたる温袍を着て愧づるなきは是れ平民なる哉」と強説した<sup>100)</sup>。これら福井商人会に関する記事に比べ1月25日開かれた南越俱樂部の臨時総会が雑報欄の一行記事ですまされている点とはまさに対照的であった<sup>101)</sup>。また当時政府による民業保護不要論に対し「政府が民業に向て特別なる保護を与ふるの可否を論ずるものは須らく其事業の性質を吟味するを可とす製茶の如き生糸の如き將た或地より某所に通ずる鉄道の如きに至っては財政の許す限之を保護するを可とす暫く之を保護し其自立を得るに及んで之を絶つ蓋し事業奨励の道なりとす」と書き、事業の性質によっては、なお民業保護の必要を論じた<sup>102)</sup>。また取引所条例の不備により米商会所株式取引所がその機能に支障を来していることに代議士当事者が不問に附していることを論難した<sup>103)</sup>。このように24年に入り一段と福井の商工層を意識した紙面作りが目立つようになり、同紙の姿勢の著しい変化を物語るものがあった。

他方政局は政府と民党との査定案を巡る攻防が民党硬派に有利に展開しつつあったが、問題は憲法67条（憲法上の大権に基づける規定の歳出及法律の結果に由り又は法律上政府の義務に属する歳出は政府の同意なくして帝国議會之を廃除し又は削減することを得ず）の政府の同意を得べき順序についての攻防が残っていた。即ち政府は一院毎に確定議前に同意を求むべきものとし、民党硬派は同条に帝国議會を總稱し各院とっていないのは貴衆兩院確定議の後に同意不同意を表すべき意なりとする両者の見解の衝突であった。新聞は民党硬派が断固自説を貫徹することを要請する<sup>104)</sup>。憲法67条の政府の同意なる文字は衆議院に於ける硬軟兩派の争鬭の骨子であったが、2月20日吏党大成会の天野若円の政府の同意を求むるは衆議院三読会の前に於いて為すべしとの緊急動議が、吏党と立憲自由党内の土佐派の協力の下可決され、福井の青山、藤田の両名が硬派より鞍替して讃成側に廻った。新聞は論説「天野案の可決、我県民の心情<sup>105)</sup>」でこの事態を奇中の奇なりと酷評し、青山、藤田両氏の挙動を県民として許すべからずと強調、また解散を恐れて硬派より軟派に変じた議員を批判した<sup>106)</sup>。そして天野動議に賛成した立憲自由党員29名は2月24日党を脱することとなった。そして彼等は自由俱樂部を設立し板垣もまた責任を取り党を離れることとなった。將に政府の分断策が成功したのであり、民党の動揺は免れ難いものがあった。そしてこの段階で新聞は兼ねてより論じて来た立憲自由党と立憲改進黨の合同論の音調を高めることになる<sup>107)</sup>。それは議会の攻防のなか民党として硬派の立場を共

通にして戦った点に合同の可能性を求め、政府に対抗する民党の戦線統一を期するものであった。また「自由党内部の整理<sup>108)</sup>」と題して結党の際の旧大同派の一部による国民自由党の結成、また今回の旧愛国公党派の一部の離党といった党内部に潜在せる諸々の対立を整理し、新しく再出発することの要を述べ、本来の敵である吏党に対抗することを強調し、また更に民党分裂の現況は政府を利するものであり、現内閣も亦甚だ多幸なるかなと<sup>109)</sup>、民党の結集の要を繰返したのである。

第1議会開設後の論調は政費節減民力休養を旗印に民党並びに民間の要望を背景にして民党硬派の立場を貫徹したのであり、また硬派の立場での民党の再編を論じたのであるが、兼て同紙が抱いていた県内自由派の再編に対する熱意は薄れていたものであり、その政治的立場はなお自由党への傾斜を保持しながらも民党全般に対する等間隔を置く立場が除々に表われていたのであった。そしてこのことは当然県内に於ける自由党派への働きが希薄化して行くことになり、引いては紙面の政治色を薄めることにも繋がったのである。その上に若越自由新聞の出現後は経営的にも不振を招きつつあった。このことはその発行部数にも現われていた。県統計書によれば23年の第2次福井新聞は202,500、24年は88,762(6か月刊行)であり、その経営不振は覆うべくもなかった。かくて2月17日より連日にわたって3月1日より定価引き下げと紙面改良の社告を出すことになる。それは若越自由新聞と同一の1か月代価前金25銭(従来は32銭)にする対抗策であった。そして3月1日社告で改めて定価引下げ実施の社告を出し、且つ題字を創刊時のものに復旧し新出発を策したのである。しかしその経営不振は簡単には改め得なかった(定価1枚1銭3厘、1か月前金25銭、これまでは1枚1銭4厘、1か月前金32銭、若越自由新聞1枚1銭五厘、1か月前金25銭)。

さて議会は3月の閉会に向け最後の段階に入って、政府と民党軟派との裏工作が結実することとなり、自由倶楽部の三崎亀之助の「九名の特別委員を挙げて政府と交渉せしめ、更に予算修正案を編成せしむべし」との緊急動議が可決、その結果政府原案より歳出削減額を651万余円に止むことで妥協がなされ予算案を巡る攻防に終止符が打たれた。かくて議会は一応解散といった激変を回避して3月8日ともかくも閉会式を迎えたのであった。3月に入り新聞は立憲自由党の分裂の要因について紙面を割く。そして分裂の遠因は党内の土佐派と九州進歩派及び大井派(関東派)との確執によるものと指摘し<sup>110)</sup>「軽佻浮薄の男子政治社会に横行す<sup>111)</sup>」で以て「立憲自由党近時の風波は啻に吾人をして同党の為に悲ましめるのみならず竟に板垣伯をして身を政界の外に置かしめんとするに至りたりと云へば悲一層深きを覚えんばあらざるなり」と書き板垣が薄徳を理由に離党したことを惜み土佐派を軽佻浮薄の男子なりと難詰した。そして県民の今後の政治思想について「我福井県に於ける政治思想は従来凡て立憲自由党に傾向せしこと争ふを許さず然るに今や立憲自由党は二分せんとす此際我福井県は方針を如何なる点に取らんとするか今にして之を定むること甚だ肝要ならん」と将来の県内の政況に対する危惧を論じた。そのことは社自らの今後の政治的立場に対する昏迷を物語るものでもあった<sup>112)</sup>。そして議会終了後も再度軟派議員の行蔵を批判し彼等に対する世論の糾弾の喚起を期し、更に今後強固なる新しい民党の結成を期待した<sup>113)</sup>。また第1議会に自らの主張を貫徹出来なかった硬派議員の挽回策は自由改進黨の再度の結束が肝要と述べ、暗に両党の合同を期したのである<sup>114)</sup>。そして紙面はしばらく立憲自由党の大会並にその周辺の動静についての記事が連載される<sup>115)</sup>。一方3月16日に開かれた南越倶楽部の総会については一行の雑報欄記事ですませている点注目<sup>116)</sup>。この

ことは前述の如く同紙が県内自由派の結集に全く意欲を失ったことを象徴しているものであった。3月20日立憲自由党の大阪大会が開かれ、党則改正案の審議、党名を自由党と改称、板垣の復党と総理選出、23、24日の両日浪花座での大演説会の開催等々が決まった<sup>117)</sup>。3月26日の論説「自由党大阪大会に付て」を掲載する。そこで分裂後の同党の運命を左右する程の重大なものであった大阪大会が粛々と行われたことを賀し、また将来の着実なる党の運営を期した。次いで「一名の総理を置くの可否を論ず<sup>118)</sup>」で以て立憲の文字を除去したことは単に名称の変更に過ぎないが、総理1名に絞ったことは同党の一致協同に資する大なる利点なりと書いた。そこには実利を越えた板垣への傾倒がなお同紙のなかに存在していたことを物語る。そして雑報で大会の状況を詳細に報道し、大会決議案の各条を記載し更に大会を巡る周辺の動静を報じた<sup>119)</sup>。また3月28日の論説「政党の交は宜しく正さに此の如くせざるべからず」で立憲改進黨事務所及び党員島田三郎が大阪大会に向けて祝詞を送ったことを賞し、両党の関係の修復しつつあること我邦の政党社会に一光彩を着けたるものと書いた。そこには兼々匂わせていた民党合同論の意図が滲んでいた。かくて立憲自由党の再出発に際して板垣及び彼を推戴した自由党員に再度賛意を表したのである<sup>120)</sup>。なおまた板垣が総理受諾の条件として五か条の意見書の内容をも精しく報道した<sup>121)</sup>。紙面は議会閉会后、それまでも漸次散見された自由党一遍倒でない色調がより強く見られるようになった。と云うよりかむしろ板垣への傾倒の姿勢は続けられているものの民党に対する報道のなかになんかなり第三者的な姿勢が強まっていたことが窺われた。そしてそのことはまた新聞の政治色の希薄化を物語っていたのであった。さて自由党大阪大会の決議により各地へ遊説員が派遣され、福井県にも小久保喜七、石田貫之助、新井章吾の3名が来県することになった。新聞はこのことに関して「如何なる方法を以て三名を迎えんとするか<sup>122)</sup>」を掲げ自由派一色の県内有志者に対し形式的な演説会、懇親会のみで終ることなく、真に党勢拡大のため、手段を考慮すべきだと強調した。そこには県内の政治思想の低調を一面揶揄する色彩が滲んでいた。また吏党側の動静（末松謙澄井上角五郎等による協同倶楽部の各地遊説）に対する民党側の警戒の要を訴え、また自由党内の九州派の離脱を警告する<sup>123)</sup>等民党支持の立場を維持しつつも同紙の自由党よりの立場の希薄化は争えないものがあつた。

この間新聞は社員某の稿として「時事に感ずる所あり一言を記す」を掲げ<sup>124)</sup>、吏党民党共に次の議会次の総選挙に向けての対応が開始され各派とも地方遊説が盛行しつつある現況のなか地方人士特に県内有志の政治思想の高揚を訴えた。そのことは一般的な政治論時務論に過ぎず、ある意味に於いて政治的立場の無色化を意味した。新聞はその政治色を薄めつつ他面経営不振の度を深めつつあつた。4月7日大きく紙面改良の社告を掲載<sup>125)</sup>、改良のため11・12の両日及び13日（日曜定期休日）を休刊とし、14・15日を以て決行することを報じた。そして14日題字と紙面構成とを変更し、「改良の巻首に題して読者に自ず<sup>126)</sup>」と題して社会の変化と相俟って新聞紙の改良の必要なるとの一般論を述べ、末尾に「福井新聞は所謂地方新聞なるものなり若越の地居を福井に構へて所謂社会の耳目たらしとするものを福井新聞と為すとすれば旗幟を皇城の下に翻して直ちに社会の中心たる所の東京新聞なるものに比して自ら性格を異にするものあるべく性格の異なる所即ち分を殊にす我福井新聞は此東京新聞と殊なる所の分即ち地方新聞たる福井新聞の分を守りて忘れざるべく」と自らが地方新聞たることを主張した。このことはある意味でこれまでの新聞社の性格の変更を自ら語るものであり、特定の政治

的立場即ち政党の機関紙乃至若干の政党色を維持した一般的政論新聞からの脱却を物語るものであった。若越自由新聞の出現は経営面のみではなく彼等に決定的な新聞の性格の変更を余儀なくせしめたのであった。以後紙面には福井並に地方に関する雑報記事が比較的多くなって行くことになる。

政局は5月6日山県内閣が退陣し、第1次松方内閣が誕生した。そしてその成立早々に例の大津事件が勃発した。新聞はこの間松方内閣成立前後の中央の動静を中央新聞の記事を利用しながら報道したのであるが、その政治的立場は中立的なものであった。そしてまた大津事件についても詳報し、その公判に関し5月27日より6月2日にかけて大津特派員報を連載した。ただ議會閉会後に再度台頭して来た条約改正問題に於いてやや改進黨よりの姿勢が若干見られたこと、それはかつての条約改正問題により被った同党の失地回復のための運動を期待し、同問題に対する同党の積極的な姿勢を要求するものであった。また自由、改進黨両党が実地問題（予算案審議、大津事件に対する政府問責問題）で共闘をなし得たこと、そしてその延長線上での合同と、繰返し両党の合同論を論じ、民党の強化策を強調したことは注目に値しよう<sup>127)</sup>。ともかく政治的立場はそれぞれの党に対して等距離の姿勢を続け、そのことのなかで政治にかかる論説の内容も格調の低いものとなった。かくて6月の終刊を迎えることになったのである。そして終刊を目前にして連日経済社会の問題を以て論説欄を埋めたことは新聞の終幕にふさわしいものであった。即ち社会の不景気なるを託ち<sup>128)</sup>、海外への経済進出を論じ<sup>129)</sup>、輸出品の最たる生糸に関し蚕種改良と海外の販路拡張を論じ<sup>130)</sup>、第六銀行の破産、東京米商会所の臨時休業について筆を取り<sup>131)</sup>、更に欧米列強と肩を並べるための経済発展と国威発揚を論じた<sup>132)</sup>ことは政治的立場を放棄した新聞の終幕にふさわしいものであった。そして終刊に際して「一大蟹行新聞」と題する井字楼主人（傍点筆者）よりの寄書を掲げた<sup>133)</sup>。それは現在刊行されているあまたの大小新聞はすべて国内向けのもので、また新聞記者達がいかに健筆を奮っても海外の人々に対し何らの影響を与え得るものでないと論じ、多年の懸案である条約改正問題の解決のための一助として、華族社会よりの資金援助の下政府の一部の人達による欧字新聞の刊行計画に賛意を表し「若夫れ此計画の新聞紙が果して能く日本の与論を代表するか、果して能く条約改正の拳を助成するに足るか、果して能く国内用の陋態を脱却して世界用の新聞紙たるを得べきかは発刊の日を待て論評せんのみ」（傍点筆者）と述べている。条約改正問題はさることながら、寄書という形で以上の如き問題を提起したことのなかには自社新聞の終刊に際して新聞界一般へのある虚勢の如きものが窺われ、また終刊に対する一種の自嘲ともとれるようなものがあつたと考えられようか。

第二次福井新聞は創刊後しばらくはなお編輯陣に残存する改進黨支持の色調と新しく注入されようとする県内自由派支持の色調の混在するなかで、やや政治的中立の紙面作りが見られた。しかし23年に入って県内自由派即ち南越倶楽部の機関紙としての色調を漸次明らかにし、同倶楽部の愛国公党加盟後また第1回の総選挙に向けては公党加盟の同倶楽部の立場と倶楽部内での主導権を握っていた武生派（再興自由党支持）との二つの立場との間を微妙に振幅する過程で紙面作りを続け、選挙後に於いては武生派勢力の後退後の同倶楽部に福井市内の自由派勢力を新しく結集して、その下で県内自由派の勢力挽回を企図したのであるが、若越自由新聞の出現によりその目は挫かれたのであった。そして以後自由党系の新聞として一応その立場を維持しつつも南越倶楽部の政治的立場の動揺と同倶楽部の分裂に自らも加担し、その衰退の過程を新聞社として体験した1年9か月であった。

そしてまたその創刊時に彼等が主張した操觚者の地位の独立といったことも終にその結果を出せなかったように思われる。即ち編輯と経営の両立の難しさを結局は克服し得なかった。このことは後年、松方内閣によって衆議院の解散が行われ、25年2月第2回の総選挙が挙行された際に有名な大選挙干渉が行われ、また吏党援助の目的で政府の資金援助による吏党新聞が誕生したことが知られている。その一つとして福井県に於いても25年2月5日に創刊された「福井」があった。それは福井の交同社によって刊行され、第2次福井新聞のスタッフの一部が参加したことが知られている。このことは編輯と経営との2つの両立の困難性を物語り、新聞の政治的命運の一面をも物語っているものといえよう。ともあれ我が国に於ける国会開設前後の政治的激動期に創刊した終刊を迎えた新聞の1年9か月であり、県内自由派の南越倶楽部の動静に自らも影響を与え、また同倶楽部のその歴史の一端を担った1年9か月であった。

## 注

- 1) 明治14年10月16日創刊され、後20年12月15日(以下元号(明治)省略)より福井新報と一たんは改題後22年10月10日廃刊に至った福井新聞を第1次とし、以下本論の対象である福井新聞を第2次福井新聞とする。なお、本稿における福井新聞はすべて第2次福井新聞を指すことは云うまでもない。なお、第2次福井新聞はかつて宮内庁書陵部に所蔵され(現在は国会図書館に移管されている)、東京大学明治新聞雑誌文庫によりマイクロフィルム化されて利用可能であることを附記しておく。また第1次福井新聞の廃刊に至る経緯については拙稿「第一次福井新聞考(一)~(三)」(『福井県史研究』第7・9・10号 1990-91)を参照。
- 2) これらの件に関して発刊後の数日間、広告欄に下記のような文面を掲載していることに注目しておきたい。「福井新報廃刊仕候ニ付テハ是迄新報代前金御払込ミ有之候向キハ右前金期日中福井新聞ヲ以テ代送可仕候間此段拝告候 以上 福井市佐佳枝中町三十五番地 福井新報社残務掛」。また福井県統計書の新聞年次発行部数の以下の数字も参考になる。「福井新報」250,009(21年) 171,129(22年)「第2次福井新聞」48,410(22年)。
- 3) 22年10月10日の社説「福井新聞発刊の趣意」。なお、以下引用する新聞の社(論)説その他に於いて使用されている片仮名は一部筆者に於いて平仮名に書換え、また適宜句読点を加えたものもある。なお、別途ことわらない限り、引用の新聞の社(論)説記事並びに日付等はすべて第2次福井新聞のそれである。
- 4) 22年10月12日付杉田定一(在福井元浜町雀屋)宛牧本一秋書翰(杉田定一関係文書)。以下全文を引用しておく。  
 拝啓、本朝ハ推参致シ失敬仕候。付テハ山本氏友誼上ニ付種々御心配重々奉感謝候。今朝程モ御咄シ致セシ通り、目下ノ福井新聞ニシテ仮令利益アルモ一文モ山本ノ為メニハナラザル故、何卒シテ山本氏独立、則チ藤井氏ニ関セサル新聞社ヲ設立スル様御取計ヒ被下間敷ヤ、尤モ其資本云々拝承シー々感佩仕候得共、保証金三百五十拾円アレバ新聞社ヲ設立シ得ルナリ。併シ印刷ハ他活版所ト特約スレバ、今更ニ器械等ヲ購入セザルモ為シ得ベキナリ。而シテ新聞ヲ本県公布式ニ致シ、且ツ貴君諸氏ノ尽力ヲ辱シ、県令掲載料トシテ何程カ下附ナル様ニ運ブニ至レバ、実ニ此ノ上モ無キ良事ニシテ、山本氏ハ之レニヨリ充分将来ノ活計ヲ為スニ至ランカ。公布式新聞ニシテ充分節約ヲ為セバ、少シナリトモ利益ノ無キ如キコトハナシ。充分御勘考奉希候。何ヲ云フモ三百五十拾円ノ保証金ヲ納ムル能ハザルヨリ、不愉快ヲ忍デ過日モ藤井氏設立ノ新聞記者トナリシ訳ケナリ。右第一案。次二目下月ニ一回ヲ発刊スル公文全報ナルモノアリ。是ハ山本氏ノ発行人ナリ。併シ福井県庁中央政府ノ令達ヲ掲載スルモノナレバ保証金ヲ要セズ。前年永田氏等ニシテ此ノ公文全報ヲ月ニ三回兌トシ、各町村総代並ニ役場ヘ配布スルヲ本県会ニ可決シ、毎月式千何百部ヲ買ヒ上ゲトナリ余程利益アリシモ、其頃ハ藤井氏ヲ充分ニ信シ打ち任せ置キタルヨリ、益ハ藤井氏ノ手ニ落チ山本氏ハ其粕ヲ嘗メ居タリ。尤モ右ハ二十一年度限りニテ、二十二年度ハ議事ニ附セラレザリシ。其節永田氏等ニ依頼セシモ、何レモ藤井氏ノコトヲ知ル故、県会ヘ持ち出ス能ハザリシ。依テ今更ノ様ナレド、来ル十一月開会ノ二十三年度通常会ニ於テ更ニ之レヲ再興ナシ被下様ノ場合ニハ運バザルヤ。左スレバ其利益金ヲ以テ新聞保証金等ヲ調へ、何トカ見込ヲ立ツル様ニスレバ同氏モ嚙々喜ブコトナラン。何レニシモ県会ノ可決ヲ得サレバ為シ能ハズ。以上第二案。御勘考被下度候。本朝右等委シク御話シ申上ベキノ処、○○○○失敬ヲ顧ミズ概略ヲ書面ヲ以テ御依頼ニ及ビ置キ候間、御上京ノ際長谷川氏并ニ今一人ノ諸君ニ篤ト御熟談被下度、山本氏ノ身ノ立ツ様御取計之程奉御希候。以上。

二二明日御出達ニテ御座候得者御道中充分御注意御自愛專一聊も山本氏二代リコ、二別意ヲ書ス。敬具。  
十月十二日

牧本一秋

杉田定一殿

- 5) 雑誌「暁」に関しては拙稿「第一次福井新聞考(二)」、前掲注1)を参照。
- 6) 22年10月11日、社説「山県内務大臣の帰朝」。22年10月16日、19日、社説「伊藤伯枢密院議長の桂冠」。そのなかで伊藤の辞意表明に関し「朝野共にその不意に愕然として一驚を喫したる去る十一日に於ける東京の情況は、読者本日の東京通信及び東京の新聞紙抜粋を一閱せられんには之を推知せらるゝに難からざるへし。是れ他無し枢密院議長伊藤博文伯の辞職是れなり。」と冒頭に、そして末尾に「吾儕は次報の東京通信者より達するの日を以て更に論述すべく今日は本日の雑報に於ても知らるゝ如く諸説紛々何れを何れと適從するに苦しむ場合なれば軽率の筆下さん事は抑も吾儕の本意にてあらざればなり。」と16日の社説に書いている点本論述べたことを物語っている。22年10月23日、社説「大隈外務大臣の遭難」。22年10月27日、社説「内閣大臣挙て辞表を呈せらる」。22年10月30・31日、社説「新内閣は如何」。22年11月1・2日、社説「三条公内閣」。22年11月3日、社説「伊藤枢密院議長の辞表聞届けらる」。22年11月5日、社説「井上伯の進退」。22年11月8日、社説「井上伯帰京の時」。22年11月20・21日、社説「井上伯井上伯」。22年12月1日、社説「政界の現況終に如何」。
- 7) 指原安三『明治政史』下篇(明治文化全集 第3巻) 111頁「大井渡辺の二人自由党を再興せんとし板垣伯を高知に訪ふ」参照。同書はこの項目に続いて両派の動きを日時を追って詳細に記している(111 - 125頁)。即ち「大同倶楽部大阪大会に関する通知書」「大同倶楽部員杉田高橋の二人板垣伯を訪ふ」「大井渡辺の二人板垣伯を訪ひし問答書」「大同倶楽部臨時大会を大坂に開くに決す並に其通知書」「板垣伯の書簡」「大坂に於ける政治熱」「板垣伯神戸に着す」「政社派員及非政社派員の内会議」「非政社派員板垣伯を神戸に訪ひ遂に分離に決す」「政社派員板垣伯を神戸に訪ふ」「板垣伯旧友懇親を開く」「板垣伯の意見書」「非政社派同志の懇親会」「大同倶楽部の臨時総会」「大同倶楽部の懇親会」。
- 8) 前掲注7) 104 - 106頁「板垣伯同盟諸氏に贈りて其争鬭を調和するの書」参照。
- 9) 庄司吉之助『日本政社政党発達史—福島県自由民権運動史料を中心として—』お茶の水書房 1959年 578 - 600頁参照。
- 10) 22年12月15日、雑報「上坂委員」。
- 11) 22年12月10・11日、社説。
- 12) 22年12月10日、雑報「大井渡辺両氏の証明書」「愛国公党の実否取調」「四氏覚悟」(以上2件12月7日関西日報)。22年12月11日、雑報「非政社派の諸氏と愛国公党」「大井渡辺両氏の証明書(承前)」。22年12月12日、雑報「大井渡辺両氏の証明書(承前)」。22年12月13日、雑報「非政社派の運動」「大同倶楽部委員、壮士の来坂を制す」「大井氏は面会を謝絶す」(以上2件関西日報)。「旧自由党員の小集会」「大同倶楽部員の会議」(以上2件新世界)。「板垣伯の旅宿」。22年12月17日、雑報「又囁語か」「大同倶楽部員の書簡」「板垣伯を出迎ふ」(以上3件関西日報)。「板垣伯懇話の要旨」「板垣伯出発せり」「壮士の遠足運動」(以上3件東雲新聞)。「再興自由党々議の綱領」(朝日新聞)。
- 13) 「この程来掲載するが自由党再興説に関しては大坂諸新聞之を是とするあり非とするあり中立するあり随分賑やかなる事なるをもて特に本欄を設けて同地諸新聞よりその記事のこゝに関するものを掲載すべし」と書き、以下の如く連載した。22年12月15日、「自由党再興論」「関東勢の大挙」「警察の注意周密なり」(以上3件12月13日関西日報)。「旧友懇親会と月曜会」(朝日新聞)。「壮士の来阪」(東雲新聞)。「板垣伯の旧友懇親会に就て」「政社。非政社と自由党」(以上2件東雲新聞)。「有志大懇親会」「有志大演説会の会場」(以上2件新世界)。22年12月19日、「旧友懇親会の延期」「板垣伯の説話」「在坂政社派員の集会」「杉田氏は来らず」(以上4件関西日報)。「板垣君の病状」「一九日の旧友懇親会」(以上2件東雲新聞)。「関東自由党員の内訳」(新世界)。22年12月20日、「板垣有志者を招く」「唯だ不賛成なり」「杉田定一氏」(以上3件12月18日関西日報)。「鈴木(重遠) 前田(案山子) 菊池(侃二) 3氏らの神戸行(カッコ内筆者)」。22年12月21日、「板垣伯を訪ひし有志者」「遂に明答を得ず」「大同倶楽部臨時総会」(以上3件関西日報)。「有志者の臨時会議」(東雲新聞)。「東京倶楽部の決断」(朝日新聞)。「板垣伯との談判」「板垣伯」「板垣伯の回答」(以上3件新世界)。22年12月22日、「板垣伯の来阪」(関西日報)。「旧友懇親会」(朝日新聞)。「板垣伯の帰神」(関西日報)。「関東自由党」「関西自由党」(以上2件東雲新聞)。「板垣伯と自由党復形論者」(新世界)。22年12月24日、「大同倶楽部の決議」「大坂苦楽部大同派を脱す」(以上2件中外電報)。「小間肅氏殴打せらる」(東雲新聞)。「大阪苦楽部員の方針」「関東自由党と関西自由党」「産湯樓の懇親会」(以上3件

新世界)「旧自由党员板垣伯を招せんとす」「中江氏の暗涙一滴」(以上2件新世界)。22年12月25日、「自由党再興後」「愛国公党」(以上2件12月22日朝日新聞)「自由懇親会の景況」「大同派の決議」(以上2件12月22日東雲新聞)。22年12月26日、「委員板垣伯に面会す」(12月24日関西日報)「兵庫県は挙て大同倶楽部を脱す」「兵庫県の大同派の決心」(以上2件12月24日東雲新聞)「十三県聯合の調和団体」(12月24日大阪朝日新聞)。22年12月27日、「兵庫有志者の茶話会」(「兵庫県同志会」)「関西有志懇親会」「板垣伯の旅館」(以上4件12月25日東雲新聞)「自由党の運動」(12月25日関西日報)。なお、関西日報は政社派系、東雲新聞、新世界は非政社派系、朝日新聞、中外電報は中立系であることを附記しておく。

- 14) 22年12月24・25日、社説。
- 15) 前掲『明治政史』下篇123頁。
- 16) 23年1月9・10日、雑報。「愛国公党の趣意書」。
- 17) 前掲『明治政史』下篇143 - 144頁。
- 18) 23年1月10日、雑報「南越倶楽部の惣会」。14日、雑報「南越倶楽部の決議」。
- 19) 前掲『明治政史』下篇123 - 124頁。
- 20) 23年1月28日、社説。
- 21) 23年2月11日、社説。
- 22) 23年3月5日、雑報「第三区衆議院議員の候補」。
- 23) 23年3月9日、社説。
- 24) 23年3月11日、雑報「衆議院議員」。
- 25) 23年3月16日、18日、社説。
- 26) 23年3月25日、雑報「南越倶楽部総会の概況」。
- 27) 23年3月26日、社説。
- 28) 23年3月26日、雑報「南越倶楽部役員及び評議委員会」。
- 29) 同上「南越倶楽部総会出席氏名」。
- 30) 同上「板垣伯迎待委員」。
- 31) 23年4月8日より15日に至る数日間広告欄に彼の離福の挨拶文が掲載されている。
- 32) 前掲『明治政史』下編157 - 158頁「板垣伯の遊説」161 - 162頁「板垣伯の巡遊」
- 33) 23年4月2日、雑報「南陽の臥竜翁」。23年4月3日、雑報「板垣伯の来福」「小浜通信」(3月31日発)。23年4月5日、雑報「板垣君の大懇親会」「南越倶楽部の電報」。23年4月8日、雑報「板垣伯慰労会の概況」「板垣君の一行」「小浜通信」。23年4月9日、雑報「板垣伯の一行」「板垣君慰労会概況の続き」「板垣君招聘大懇親会の概況」。23年4月10日、雑報「板垣君の演説」「若州通信」(4月4日発)「南陽臥竜翁板垣伯の一行」。23年4月11日、「敦賀通信」(4月9日発)「板垣伯の一行」「大懇親会」「伯一行の出発」。
- 34) 23年4月5日、広告「伯一度ピ足ヲ拳ゲナバ天下豈ニ風靡セザル者アランヤト苟モ具眼ノ士ノ口ヲ揃テ予告シタル南陽ノ臥竜翁板垣伯ニハ弥々五日ヲ以テ敦賀ニ翌六日敦賀発福井ニ着サル事ニ相決シタリ付テ八福井市西別院ニ於テ翌七日午前第十時ヨリ伯ガ為ニ有志大懇親会ヲ開設ス此段我南越倶楽部員ニ告グ 但シ会費金十銭 四月五日 南越倶楽部」。
- 35) 23年4月6日、社説。
- 36) 23年4月8・9日、雑報「板垣伯慰労会の概況」。
- 37) 23年4月9日、雑報「板垣君招聘大懇親会の概況」。23年4月10日、雑報「板垣君の演説」。
- 38) 23年4月9日、社説「愛国公党 第一稿」。4月12日、社説「愛国公党 第二稿」。4月29日、社説「愛国公党 第三稿」。
- 39) 23年4月5日、社説「国会議員候補者予見、第一区足羽郡大野郡(続き)」。
- 4月20日、社説「第二区坂井郡吉田郡」。
- 4月22日、24日、社説「第三区南条郡今立郡丹生郡」。
- 4月27日、社説「第四区敦賀郡三方郡遠敷郡大飯郡」。
- 5月7日、9日、社説「貴族院議員」。
- 40) 23年6月3日、論説「新聞の公平心」。
- 6月4日、論説「一種のパチルレン」。
- 41) 23年5月4日、6日、8日、10日、14日、15日、17日、寄書。
- 42) 23年5月20日、論説。
- 43) 23年5月21日、論説。
- 44) 23年5月28日、論説。

- 45) 23年 6月28日、論説。
- 46) 23年 7月12日、広告欄に次のような挨拶文が掲載された。「謹告 小生帰省中八到处有志諸君ノ御懇待ヲ蒙リ感謝ノ至ニ奉存候昨十日無恙帰京候二付早速御礼状可差上筈ノ処留守中事務福湊シ其閑無之候間乍略儀新聞紙ヲ以テ拝謝仕候也 東京築地二丁目三十六番地 七月十一日 中島又五郎」。簡単な儀礼的文面であるが、一面彼の福井県人士に対する冷やかな不満の意図が窺われようか。
- 47) やや後日に属するが、10月28、29日の論説「荒唐無稽の妄言を吐露する朝野新聞」のなかで10月24日の杉田定一・山田卓介等を主領とせる土族党は福井新聞を機関として財産党（南越倶楽部内の地主層を指せるものか。筆者）を攻撃するという朝野の通信記事を荒唐無稽の妄言なりと批判し、福井新聞は独立特行なり他のために機関とせらるるものにあらざり又他に媚ぶることを為すものにあらざり再度特定の政党政派とは無関係なることを強調しているのであるが、所謂土族党なるものの内容はともかくとして朝野の記事が一部当たっていることは否定出来ない。また12月26日より数日間の広告欄に「生等多忙二付歳末年始トモ欠礼ス」との広告を以下のような新聞社内一同の連名（藤井五郎兵衛、木村斌任、牧本一秋、和田義廣、大野淑人、奥村定松、滝沢忠七、井上外蔵）で出している点に注目したい。
- 48) 23年 7月 1日、論説。
- 49) 23年 7月 1日、雑報「候補新聞の運命」「投票売買事件の発覚」。
- 50) 23年 7月 2日、論説「浅近なる功名心」。
- 51) 23年 7月10日、論説「内部の整理も亦必要なり」。
- 52) 23年 7月12日、雑報「南越倶楽部の委員会」「杉田定一氏」。
- 53) なお、同紙面に福井市街への新聞紙の配達を 7月 8日より北斗館より本社に変更することと、7月分の新聞代金を直接本社よりの受取人に支払うことを要請する事務連絡の社告を掲載している。7月 8日以後新聞社が新体制となったことを窺わせるのである。
- 54) 庚寅倶楽部は23年 5月の愛国公党組織大会後種々の経緯を経て3派は合同する協議会を開き、合同の上成立したる政党をひと先ず庚寅倶楽部と称することとなした。なお合同の準備をなした3党は、なお解党を延期、3党の名で第1回総選挙を迎えたのであった。
- 55) 23年 7月23日、雑報「南越倶楽部総会」。なお、来会者36名の郡別氏名は左の通りである（印刷の誤りは適宜筆者により訂正、また一部地名も筆者）。
- 〔福井市〕橋本直規 〔足羽郡〕青山庄兵衛 奥田与兵衛 〔吉田郡〕大橋松二郎 松原 栄 矢野利右衛門（山室） 藪下八郎右衛門 浅田仁右衛門（中角） 吉村喜右衛門 山田六右衛門 河田正直 〔坂井郡〕杉田定一 山田 穰 坪田仁兵衛 杉本新左衛門 高原伊平 土屋久左衛門 阿部 精 川端薫一 牧田直正 上田大蔵 高嶋安平（玉木） 藤田文右衛門（中番） 佐藤 耕（太郎丸） 吉田 卓（四十谷） 沢崎弥右衛門（下新庄） 坂井精一（細呂木） 石黒新右衛門（大味） 〔今立郡〕桑原甚六 河端 魏 〔丹生郡〕河野彦三郎 竹内 淇 〔南条郡〕増田耕二郎 今村七平 松下豊吉 山本庄三郎
- なお、杉田定一文書のなかに倶楽部の幹部宛に 7月20日前後に書かれた杉田の次のような書翰草稿が残されている。「啓上本日午後永田氏相見へ曰ク今般南越倶楽部会議ニ於て而国会議員ヲ庚寅倶楽部派遣委員ニ選定相成タルモ元来同倶楽部ハ今般衆議院選挙ニ関シ更ニ利益ナキノミナラズ却テ害アリ其他県会議員選挙等ニモ功能無之因右代表者トシテ出京スル事ハ謝断スルト因而生曰ク元来南越倶楽部ハ国会議員又ハ県会議員□□選挙ノミノ機関ノ為メニ設クルニ非ズ外広く天下同主義者ノ聯合内ハ一地方ノ団結ヲ図リ政治思想ヲ発達セシメ吾人ノ目的ヲ達スル為メ設タル者ナリ故ニ二会員タル者選挙ノ機関利用トスルヲ目的トシ入ル者ニ非ザラン若シ夫倶楽部ノ功能ノ一例ヲ挙ゲバ彼ノ条約改正建白ノ如キ又ハ三派合同ノ如キ此他少ナカラズ譬ヘ失措アリトスルモ各自会員ノ所有ノ倶楽部ナレバ自分ノ物トシテ之ヲ矯正益々隆盛ナラシメズンバアルベカラズ云々申述ベタリ然レトモ同氏ハ前説ヲ取ツテ動かズ南越倶楽部代表者トシテ出京スル事ハ断ハルトノ言ニ有之生因テ然ラバ其趣事務所ニ貴下ヨリ御通知アレト申述タリ右応対ノ大要御参考ニ迄供シ候」。右はこの時期の南越倶楽部をめぐる杉田と永田との対応を物語るものとして興味深い。
- 56) 23年 7月23日、雑報「南越倶楽部...」。
- 57) 23年 7月24日、論説。
- 58) 23年 8月 1日、社告「明日の休刊」で「福井新聞改良の際社務整理の為め来る四日の月曜休刊と繰り替ひ明日は休刊として四日の月曜は休刊せず」（傍点筆者）と告げ、更に祝電、大阪 高橋敬、東京 岡部広、井上経世、若林友之を、また寄書欄に「革新を祝す 在東京 原口令成」「福井新聞ノ改良ヲ祝ス 松原秀成」を掲げ、引き続

いて8月3日寄書欄に西村玄道、在東京 斎藤修一郎の祝文を載せ、また8月5日の寄書欄に本社の移転及び紙面改良の祝宴会上での社員の祝詞演説の内の3篇を載せ、また再度紙面改良社務改革の社告を掲げた。なお、8月10日の寄書欄に土生笙束「福井新聞の改良に就て」があり注目したい。彼は「抑も地方新聞には、自ら地方新聞たるの特質を備へざるべからず。然るに従来の地方新聞記者たるものは、曾て此の特質を描写することを勉めず、却て都会新聞の嚔に傲ふに汲々たりしなり、否な寧ろ直言せば、編輯の材料を地方に採ること少なくして、却て多く都会新聞の唾余を拾ひしなり」また「余は望む、足下の幸に渠等の所為に傲ふことなく、その縦横の健筆を以て、能く地方新聞の特質を描出し、以て抜粋新聞の汚名を取るることなからんことを」と。そして終りに「余は敢て他家の祝詞に雷同せず、特に足下と同じく新聞記者たりしの故を以て、敢て従来地方新聞記者の不注意なりし点を述べ以て祝規となす、知らず足下一笑して之を納るや否や」と祝詞を述べているのである。

59) 23年8月1日、雑報「今立通信」。

60) 23年8月6日、雑報「足羽倶楽部」。

61) 23年8月13日付杉田定一宛阿部精書翰(杉田定一文書)。

62) 23年9月9日付杉田定一宛増田耕二郎書翰(同上)。

63) 23年10月18日付杉田宛増田書翰(同上)。なお、杉田定一文書のなかに「越前倶楽部組織案」なる文書が残っている。それによれば斯倶楽部八国会開会中傍聴人出京便利ノ為メニ設クルコトとあり、出京、滞在及びその費用についての細かな規程とともに「倶楽部八各郡有志共同ノ出金ヨリ成立スルコト」「東京ニ取締二名ヲ置キ倶楽部一切ノ事務ヲ提理セシム」「倶楽部創立委員八資金整頓ノ上十一月五日迄ニ出京スルコト」とある。増田のいう県人倶楽部のことであろうが、具体的にこの案が機能したか否かは不明である。

64) 同前、杉田宛増田の書翰。並に23年10月8・9日、雑報「南越倶楽部例会の景況」。なお、50余名の内、重立ちたる人名は下記の人々であった。

〔坂井郡〕高橋七左衛門 川端薫一 田谷治右衛門 藤沢清右衛門 小林季太郎 高原伊平 坪田五郎左衛門  
阿部 精 〔足羽郡〕川栄奥左衛門 高波武右衛門 玉岡伊平 内藤藤左衛門 村田甚右衛門 奥田与兵衛  
青山庄兵衛 〔吉田郡〕大橋松二郎 〔丹生郡〕河野彦三郎 〔南条郡〕増田耕二郎 〔福井市〕木村斌任

65) 23年11月6日付杉田宛大橋松二郎書翰(杉田定一文書)。

66) 24年1月6日付奥田与兵衛宛加藤与次兵衛書翰(奥田与兵衛家文書)。それは県会常置委員の新年宴会欠席のことと地租軽減建議書提出のための上京日程のことを報じた後、南越倶楽部事務所費1月分金10円を奥田に預け置くことの依頼を書き次に「先般迄ノ義二付将来ニ関シ南越倶楽部の処置等も相定リ候ヘ八直ニ東京方ヘ御一報煩シ候此中八強テ解散を申候得共又熟考致シ候時八今日ニ至リ火の消ヘタル様ニ致ス八他のきこへも如何存シ事務所費拾円八適当の様被存候間節減して置く八又一策かも知れ不申候何分細々と維持し行く八第一の得策と奉存候」とある。

67) 23年8月5日、雑報「南越倶楽部のこと」。そのなかで武生派を批判した後に「去る二日の東京諸新聞にも亦福井県下愛国公党派の南越倶楽部は部員分裂し將さに解散せんとするの状ありとのことを記せり」と引用し終りに「兎に角折角團結したるものに分裂せんとするは政治界の為に歎くべきことなれば嫌な分子はスツカリ取り除きて立派に成立せしめられんことこそ望ましけれ」と本音を匂わせていた。なお、ここで雑誌「暁」のことを整理しておきたい。暁は南越倶楽部の機関雑誌として22年4月10日に第1号が出された。現在22年10月刊の第7号まで(但し1号と5号は欠)を見ることが出来る(東京大学明治新聞雑誌文庫)。福井県統計書によれば発行部数は22年3,968部、23年171部となっている。このことから推計して恐らく1回の刊行を5百部と見て22年には7、8回の発行、23年には総選挙時福井新聞の補完用として何らかの形で出されたものと思われる。現に選挙時に永田派の「二十三年」に対抗して向陽社発行暁の号外が、武生の石倉家文書中に残存している。恐らく発行部数から推して23年にはまともな形では刊行されなかったと云えよう。拙稿「第一次福井新聞考(二)―改題から廃刊まで―」(『福井県史研究』第9号、1991年3月)参照。

68) 23年8月10日、論説。

69) 23年9月6・7日、論説「南越倶楽部を論ず」。

70) 23年10月9日、論説「南越倶楽部の革命」。

71) 23年10月23日、論説「南越倶楽部は其精神上の團結をもまた解きたるか」。

72) 23年11月7日、雑報「南越倶楽部の総会」。

73) 23年8月5日付杉田定一宛橋本直規書翰、23年8月26日付杉田定一宛松原栄書翰(杉田定一文書)。

74) 23年11月18日付杉田定一宛大橋松二郎書翰、23年11月18日付杉田宛橋本直規書翰(同上)。

- 75) 23年 8月16日、論説。
- 76) 23年 9月16、18、19日、論説「商業会議所条例公布せらる」。
- 77) 23年 9月 9日、論説「吾人をして知言の名を成さしむるなかれ」。
- 78) 23年 9月10日、雑報「立憲自由党の主義綱領」。
- 9月13・14日、雑報「立憲自由党々規草案」。
- 79) 23年 9月19日、雑報「立憲自由党の結党式」「板垣伯臨場す」「立憲自由党常議員」「立憲自由党東京部員の会合」。
- 80) 23年 9月20日、論説「賀立憲自由党結党」。
- 81) 23年 9月27日、論説「立憲自由党は今や地方の人心を固むるの時来れり」。
- 82) 23年 9月30日、10月 1日、論説「議會開会後の經濟社会に就て」。
- 83) 23年11月14、15、16、18、19、20、22、23、26、27日、論説。
- 84) 23年11月27・28日、欄外広告「国会開院式ノ祝宴ヲ挙ク 祝典ハ福井市役所ニ於テ宴席ハ其際案内ス 同感ノ諸君ハ至急福井新聞社ニ於テ会券購受アリタシ 会費ハ金貳拾五銭 日時ハ追テ広告ス 福井主唱者」。
- 29日、欄外広告「帝国議會開院式ノ祝典及祝宴ハ今廿九日挙行ス 祝典ハ午後第一時市役所楼上ニ於テ挙ケ宴席ハ八月見亭ニ於テ開ク」。
- 85) 創刊号は現在発見されていない。なお、今日見ることの出来る同紙は24年より30年までの各年の数日分と31年11月 1日より20日終刊号までである。
- 86) 23年12月 5日、雑報「若越自由新聞」「若越自由新聞社の祝宴」。
- 87) 前掲『明治政史』下篇、275 - 277頁、「国民自由党興る」「国民自由党第二の懇親会」。
- 279 - 281頁、「新政党员全国有志大懇親会を江東中村楼に開く」「新政党の委員会」。
- また三宅雪嶺『同時代史』第 2 卷(1950年岩波書店刊) 417 - 418頁参照。
- 88) 以下総て雑報。23年10月 9日「保守党の合同説熟せんとす」(熊本國權党福岡玄洋社長崎鶴鳴会広島政友会等の動向)。
- 11日「国民自由党」。
- 12日「国民自由党に就ての噂」(同党を巡る政府筋の動向、9日の報知より)。
- 30日「対等条約会と国民自由党」(旧大同派の設立にかかる対等条約会の動向)「国民自由派の会合」。
- 11月5日「国民自由党と後藤伯」(後藤井上等の策動、政府による野党分断策)「新政党は公然発表せざるべし」(同グループ内での新政党発表に関する早急派と慎重派の対立の内幕)。
- 6日「各府県委員会」(国民自由党設立のための11月 2日の相談会の内容)「国民自由党の大会」(11月20日の大懇親会で以後同党が非政社の運動にとどまるか公然政党を名乗るのか世人注目の的)。
- 7日「綾井氏の演説」(同党懇親会で綾井武夫の演説の内容)。
- 9日「国民自由党の手配」(全国枢要の地方へ誘説の件)。
- 11日「井上伯と国民自由党」(井上は関係否定)「大江卓氏果して野心あるか」(大江卓が新政党発起人の 1 人として奔走しているの風説を石塚重平が否定)「立憲自由党東京部員の運動」(国民自由党懇親会に公然臨席せる同党员を糾断する談判の委員選定)「後藤伯の談話」(国民自由党とは無関係との弁明、7日の江湖新聞)。
- 14日「国民自由党の主義問答」(我輩は立憲自由党と文字上に於ける差異を見ず、感情の上の区別なり)。
- 16日「新政党の旨意書なりと云ふは左の如しと云ふ」(旨意書の内容)「新政党第二の懇親会」(第二の懇親会23日に延期の連絡書状)。
- 20日「国民自由党员朝野記者を語る」「濡衣を着せられたる人々」(国民自由党に関し発起人賛成者なり等濡衣を着せられ迷惑したる人名、16日の読売新聞)。
- 25日「国民自由党の機関新聞」(発行と周旋中)。
- 28日「秋山氏が述べし開会の主意」(新政党员全国有志懇親会に於ける秋山小太郎の開会の主意の内容)。
- 89) 23年11月 5日、論説。
- 90) 23年12月 5・6日、論説。
- 91) 23年12月28日、論説。
- 92) 24年 1月 7日、論説。1月13日、論説「九百万円豈に敢て過激なりとせんや」。
- 93) 24年 1月15日、論説「松方大蔵大臣の演説について」。
- 9日、論説「解散を恐るとは虚ならん」。
- 94) 24年 1月20日、論説「違憲の民売国の臣」。
- 95) 前掲、『同時代史』第 2 卷、426 - 427頁参照。
- 96) 24年 1月22日、論説「告地方政論家」。
- 97) 24年 1月27、28、29、30日、2月 4・5日、論説。
- 98) 先ず 1月20日の雑報「福井商人会」で福井市商工業有志者による福井商人会の組織計画を報じ、また 1月25日開会の総会で検討される会則の草案を載せた。それは下記のようなものであった。

福井商人会々則草案

- 一 本会は当市商工業の隆盛を図り幸福を増進せんがため一致団結するを以て目的とす

- 二 会員たる者は本会の決議に悖るの所為あるべからず
- 三 会員中実事問題につき本会の決議を得んと欲する者は集会前予しめ其事由を幹事へ通告し承諾を得べし
- 四 集会は毎年春秋両同（三日十日）を以つて定式とし及必要の事件あるとき臨時開催す
- 五 会員の入退会は委員の合議を経べし
- 六 会員は本会の雑費として毎月金二銭を支出す  
但毎定式会に於て半ケ年分を前納すべし
- 七 会務整理の爲め会員中より委員十五名を選任し又委員中より正副幹事各一名を互撰す  
但任期は一ケ年とし春期定式会に於て投票撰挙す 再撰するも妨なし
- 八 委員の事務分担は委員の協議に任す
- 九 会則の修正増補は会員の協議に拠る

また1月22日の雑報「福井市商工業有志家の集合」で1月20日同会の組織について有志者10余名が協議したことを報じ、1月27日、雑報「福井商人会」で同会の1月25日の組織会について詳報した。同会は80名程が参集、先ず主唱者総代藤井五郎兵衛の開会の主意の演説後議事に入り藤井氏を会長に推し次で会則の審議に入り種々討論の末、定式会を年4回に、委員数を20名に変更、他は起案通りに可決、委員選挙の結果、左の人員が決った。

藤井五郎兵衛 平沢潤介 和木本久右衛門 鷲田土三郎 林 末治 山田清兵衛 上田清十郎 宗 義諦  
佐藤彦三郎 田中円八郎 坪川 清 杉山喜平 土川与平 福田源三郎 高階寅吉 佐々木安五郎  
辻 茂兵衛 白崎藤三郎 川島伊三郎 尾崎 直

なお、末尾に本席は当市実業者中屈指の有志会のみにして会運鞏固なるに至らば実に商工業社会の一大藩屏ならんかしと書いた。更に2月2日の雑報「商人会」で1月30日開催の委員会で幹事に藤井五郎兵衛、副幹事に鷲田土三郎、会計事務に坪川 清、川島伊三郎が選任され、会務上の事が協議されたことを報じ、2月10日の雑報で商人会の委員会は毎月11日を定日となしたと、明11日元夷町成覚寺に集会のことが報じられている。

- 99) 百姓倶楽部は敦賀郡の有志者（愛発の松山民之助、粟野の柴田早苗、東浦の宮原繁三等）により23年1月12日設立総会を開き（仮会頭柴田早苗）創立事務所を敦賀町神楽に置き、とりあえず衆議院議員及び改選県議候補者の予選を目途に設立されたもので、その内容は左の規約題案に窺われる（23年2月19日、雑報、敦賀通信「倶楽部設立」）。

百姓倶楽部規約題案 第一条 百姓倶楽部ハ地方自治ノ根基ヲ固クシ敦賀郡民ノ幸福ヲ増進スルヲ以テ目的トス 第二条 一町村ヲ以テ一部トシ毎部常設委員三名ヲ撰挙スベシ 第三条 常設委員ハ其部下ノ会員ヲ代表シ会則其他必要ノ事項ヲ議定スベシ

- 100) 24年2月1日、論説「福井市商人会」。
- 101) 24年1月27日、雑報「南越倶楽部臨時総会」。
- 102) 24年2月6日、論説「民業保護」。
- 103) 24年2月10日、論説「知らざるなるか將た知つて云はざるなるか」。
- 104) 24年2月15日、論説「議会は断言不動たるべし」。
- 105) 24年2月24日、論説。
- 106) 24年2月25日、論説「或人の解釈果して当を得るや否や」。
- 107) 24年2月17日、論説「改進黨」、2月18日、論説「合同の時期来れり」、24年2月26日、論説「両党合同論」。
- 108) 24年2月27日、論説。
- 109) 24年2月28日、論説「小党分裂現内閣」。
- 110) 24年3月1日、雑報「自由党の過去未来」。
- 111) 同上、論説。
- 112) 24年3月5日、論説「我が県の方針を定むべし」。
- 113) 24年3月11日、論説「隔履搔痒」。
- 114) 24年3月13日、論説「自由改進黨の爲めに計る」。
- 115) 以下すべて雑報。24年3月13日「立憲自由党大会」「大会提出の原案」「立憲自由党の協議会」「自由倶楽部」「大坂立憲自由党の脱党」。3月15日「立憲自由党の掃除説」「第二の脱党者」。3月17日「立憲自由党常議員会」（3月13日大坂大会に提出すべき同党々則改正案を審議決議のことと改正案を掲載）。3月18日「自由黨員の下坂」。3月19日「自由倶楽部の規約」「新自由党將に起らんとす」（自由倶楽部の片岡植木林等による新自由党樹立計画、その主意書、大憲を掲載）。3月20日「立憲自由党の下坂」。3月24日「立憲自由党の会議」（3月19日の常議員会）

- 「立憲自由党大会の後報」。3月25日「大坂脱党者の覆水盆に返らず」。
- 116) 24年3月17日、雑報「南越倶楽部総会」。
- 117) 24年3月25日、雑報「立憲自由党大坂大会廿日の景況」。
- 118) 24年3月26日、論説。
- 119) 24年3月26日、雑報「大坂大会」「自由党大会の決議案」。3月27日、雑報「自由党の条約改正取調委員」「立憲自由党分離派諸氏の意見」。3月28日、雑報「大坂に於ける自由党の演説会」「大会々同者の出発」。
- 120) 24年3月29日、論説「板垣伯及自由党済々の多士に要望す」。
- 121) 23年3月31日、雑報「板垣伯五ヶ条の意見書」。それは「第一 中央組織之事 第二 地方組織之事 第三 中央と地方と関係之事 第四 選挙人と被選挙人との関係之事 第五 政党運用之事」の5項目につき彼の考えを述べたものである。
- 122) 24年4月1日、論説。
- 123) 24年4月2日、論説「協同倶楽部は自由党及改進黨の大敵にあらざるか」「九州派の人々乞ふ再思せよ」。
- 124) 24年4月3日、論説。
- 125) 予て広告も致候本社福井新聞紙面改良の義準備の未だ全く整頓せざるもの有之候為め遷延致来候処此際百事緒に就き候に付愈々来十四五日を以て決行可仕候 改良後の福井新聞紙面に於ける光彩たるものに至ては本社妄に自ら賛することを止めて一に愛顧諸君の御批判に任すべく候得共新に記者を聘して一同鋭勤精、論説は木村斌任、雑報は高橋北雷、小説は迷花散史主として之に任し他若干の編輯員各其部門に従て筆を執り尚江湖有名の人士に請て記事論説及小説等の寄送を受け特に小説には今村浪花氏の筆に成り精功なる彫刻師刀を執りたる密画を挿入し又福井県公文は保存の便を図かり附録として冊子に製すべき別紙に印刷可致候間改良後即ち十五日よりの新聞一層の御注意を以て御覧被下度候 右改良を決行する為め且つ社業の繁昌に由り新に印刷所（松ヶ枝中町二番地内）を分散せる為め来る十一十二の兩日及び十三日（日曜定期休日）を休刊仕り候但し右休刊仕候とも改良後は填補として臨時附録を添へ候により定価は減却不仕且休刊中緊要の事件起り候得者号外を発し報道可仕候以上福井新聞社
- 126) 24年4月14日、論説。
- 127) 24年2月29日、論説「改進黨智謀に富む哉」。24年5月20日、論説「改進黨の意見を發表すべきは方に此時にあらざるか」。24年6月14日、論説「自由改進黨の近状に付て」。
- 128) 24年6月24日、論説「満目荒涼」。
- 129) 24年6月25日、論説「海外に我が美を發揚せよ」。
- 130) 24年6月26日、論説「眼光を四圀の趨勢に注げよ」。
- 131) 24年6月27日、論説「破綻又露はる商界の恐慌を如何せん」。
- 132) 24年6月28日、論説「国体の大罪人」。
- 133) 24年6月30日、論説「一大蟹行新聞 井字樓主人寄」。